

Title	マカオのコレジオ(三)
Sub Title	The college of Macao (3)
Author	高瀬, 弘一郎(Takase, Koichiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1997
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.67, No.1 (1997. 9) ,p.1- 43
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19970900-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

マカオのコレジオ (三三)

一

ヴァリニャーノは一五九三年一月二日付けマカオ
発イェズス会総長宛て書翰で、コレジオを創設するには、
カーザ(カーザ・プロフェッサのことである)から分離
独立した形にするか両者を一体とするかの両案があり、
それぞれ長短あるが、自分としては分離独立案が優ると
考える。一応この案によって建設に着手するが、変更は
可能である等の趣旨を述べた上で、総長の判断と指示を
仰いだこと。および総長もヴァリニャーノの意見に同意
した⁽¹⁾こと等は別稿に記した。

壁一つ隔てて隣接したカーザとコレジオとの間で守る
べき秩序に関する、巡察師ヴァリニャーノの規則が次の
文書である。その全文を紹介する。

マカオのコレジオ (三三)

高瀬 弘一郎

「アマカオ(マカオ)のコレジオとカーザの間に存在すべ
き秩序、一五九四年一月巡察師パードレにより作成

1、これらのカーザの間の良き秩序、およびそれら
〔カーザ〕の上長たちの間に存在すべき当然の一致は、
われわれの仲間たちの霊的向上のためにも、隣人たちの
靈魂の助けと教化のためにも非常に重要であるから、私
はカーザとコレジオの両院長に対して、彼らの間および
彼らのカーザの間におけるあらゆる事柄について、常に
この一致と良き秩序とが存在すべく尽力するよう依頼す
る。それ〔一致・良き秩序〕をより良く保持し得るため
に、次の事柄を命じるのがよいと私には思われた。

2、第一に、私かまたは日本準管区長パードレが別の
ことを命じるまでは、両院長とも自分のカーザについて

一 (二)

は自分の裁治権ジュリスディクサンと権能ファクトルダテとを持って、互いに何らの依存も従属もなく暮らすこと。そして各自自分のカーザをわれわれの会コンステイトウィンエスと規則レグラスに従って統轄すること。すなわち、コレジオの院長レイトルは院長の規則レグラスと聖務日課オフィシオに従って、またカーザの院長レイトルは修院長の規則レグラスと聖務日課オフィシオによって統轄をすること。もつとも、ローマの服務規定オベディエンシアが別のことを命じるまでは、修院長プレボジトではなく、院長レイトルと称さねばならない。

3、これに基づいて、次のことも了解すること。カーザの固有の職務は、教会の内と外において、およびカーザ・プロフェツサにおいて、イエズス会が隣人たちに対して聖務を執り行つて彼らを助けることであり、またコレジオの固有の職務は主として、イルマンが靈的にも学問面でも向上するよう、彼らに良き教育を与えることである。また生徒たちエストウダンテスに対する教授や、その他カーザ・プロフェツサと同じ所に所在するコレジオのその他の固有の聖務において、隣人たちを助けることである。それは、コレジオ本来の仕事の邪魔にならない限り、出来るだけ助けねばならない。

4、この助けは、カーザの向上や、コレジオのパードレパードレとイルマンたち自身の向上に関わるが——彼らも自分

たちの能力の限りにおいて、自分たちおよび隣人たちの向上のため、それを実践せねばならないが——それは主として次の三つの事柄から成る。第一は、われわれの教会において説教をすることになつてゐる説教者たちによつて、カーザを助けること。第二は、コレジオの学習の邪魔をせずに、教会や修道院回廊の告解においてそれ「カーザ」を助けること。第三は、いくつかの主たる祝日フェスタスにおいて行なう聖務日課オフィシオス・デイウィノスの祭式クルトとミサ執行セレブラサンにおいて「助けること」。

5、説教に関しては、コレジオには、教師メストレスであつた生徒エストウダンテスであつたりするが、この説教の才能を研いたパードレたちが常にいるようにせねばならないが、彼らの授業や学習エストウドスを妨げないように、節度をもつてそれが為されるようにすること。コレジオは自ら不都合を被ることなしに、通常毎月カーザの教会のために説教をすることが出来るように思われるし、四旬節コレスマにおいては簡単に出来ることだけでも、その「説教の」外に何らかのことが出来るように思われる。カーザの院長はその説教を、義務としてやらねばならないと言つて要求してはならず、前以て都合の良い折りに鄭重にコレジオの院長と話し合うこと。学習が出来、しかも楽にそれを行なうこ

とが出来るようにするためである。また彼ら〔両院長〕の間で行なわれた配分に基づいて、各院長が自分のカーザに最も良いと思うように説教を割り当てること。

その外にもいづれの院長であれ、市の教会と小教区フレゲアスのために要請の通知があれば、説教を承知しても良いものとする。しかしながらとくにコレジオの院長は、説教の要請に応じるために、自分自身にも自分の部下たちにも、過重な負担を掛けるはならない。というのは、コレジオの学習を全く妨げることなしに楽になし得るような〔説教〕でなければ、承知してはならないからだ。さらに、日曜日に小教区においてキリスト教教義を教授するために、われらの主が最善と判断される通りに何人かのパードレドトリナ・クリスタンと生徒のイルマンイルマン・エス・トウダネスを派遣することが出来るものとする。というのは、これは彼らの学習の邪魔にならずに行なうことが出来るからであり、それを行なうのは彼らにとつて靈魂の向上を伴う実践にもなるからである。

6、告解に関してコレジオがカーザに与える支援に関してであるが、大勢の人々が集まる四旬節の日曜日や聖週間、何らかの莊嚴な祝日、全贖宥ジュビレウスの時に、それに対して何人かのパードレを派遣すること。教会または修道院回廊クアラスタにおいて、彼らが告解を聴くためである。そ

の際、教会や修道院回廊において告解を聴く人々に関して、コレジオの院長が与える命令を遵守すること。カーザの院長と教会の〔Pretioと読めるが不詳〕が、教会において告解を聴くコンフェッレス聴罪司祭を変更することがあつてはならない。彼らは、修道院回廊において告解を聴くよう、コレジオの院長から指名された人々である。上で説教者について述べたのと同じように、カーザの院長はコレジオの院長に対し、教会のためや修道院回廊クアラスタのために聴罪司祭を必要としていくかどうかを報らせ、彼ら〔聴罪司祭の提供〕を要請すること。コレジオの院長は愛徳をもつて、彼〔カーザの院長〕に彼ら〔聴罪司祭〕を提供すべく尽力すること。上述の時に教会が助けを借り、信頼を得るためである。

7、〔コレジオにおいては〕コレジオの或る一人のパードレが、通常女性たちの告解を聴く任に就くこと。もつとも〔パードレたちが〕、告解を聴くために教会に派遣された時、女性が彼らに告解をしたいと希望するならば、彼らが彼女たちの告解を聴いてもよい。ただし何か特別の場合に、コレジオの院長によって別の事が命じられた場合は別である。しかし、告解を聴くために彼らが教会に派遣された時以外は、たとい誰か女性がコレジオ

のパードレに告解をするために教会にやって来て、そのために彼〔パードレ〕をカーザから呼びにやる必要はない。しかし女性の通常の告解は、カーザのパードレたちに対して行なうこと。

8、同様の慣行により、カーザの外に出掛けて行って病人の告解を聴くことも、カーザのパードレたちが行なわねばならない。コレジオにそれ〔告解〕を頼みに来ても、彼ら〔カーザのパードレ〕に任せること。ただし何か特別の場合に、コレジオのパードレに告解をするのを常とするために、またはコレジオの学識ある教師を必要とする要件があるため、コレジオから派遣してくれるよう要請された場合、〔コレジオの〕院長が誰か〔パードレ〕にそれを許すのが良いと判断する時は別である。

9、また何人かコレジオのパードレたちに告解をすることを希望する者がいたら、大勢の人々にその門戸を開くことにならない限り、コレジオにおいて告解をするこゝとが出来るとする。さらに、クラスの生徒と学校の子供たちも、コレジオにおいて告解するものとする。

10、カーザで人員が不足しているからといった理由、或いはコレジオ修学生であるイルマンたちが、教会で

歌ミサを挙行するようなすべての荘厳な祝日を執り行うためという理由で、教会の祭式のために与えねばならない支援に関しては、ミサを助けるようコレジオの院長から委嘱されたイルマンたちが、提香炉・大蠟燭台、その他必要な物を持って行くこと。コレジオとカーザの院長は彼らに、必要な事柄のすべてを知らせること。これは前日の午後かまたは朝早くに行なうこと。また四旬節の祝日の行列では、コレジオからパードレ・イルマンの何人かが〔助けに〕行くこと。もしもわれわれの仲間が運ばねばならないのならば、大蠟燭を運ぶためであり、また学校の子供たちと共に行列に連なる生徒たち・歌い手、およびクラスの生徒たちの面倒を見るためでもある。

11、同様に、カーザの教会において日曜日と守護聖人の祝日に行なわれる説教には、通常コレジオから全員が行くこと。またわれわれの教会で行列がある時、暗闇の朝課の日、降誕祭の前夜には、〔コレジオから全員が〕朝課を唱えるのを助けに行くこと。しかし生徒は何人も、墓を作ることに従事してはならない。また院長が閉じ籠もっている時は、彼らを送り出す院長の判断に従って、各自の時間を配分

して見張りと番をしに行くこと。彼〔コレジオ院長〕は万事整然と事が運ぶように、その件をカーザの院長と相談すること。

12、コレジオであれカーザであれ、そこで死亡したわれわれの仲間が全員教会に埋葬すること。コレジオとカーザとを問わずパードレとイルマンは、彼ら〔死者〕のために馳せ参じてイエズス会の慣例の聖務日課オフインシオスを行なうこと。

13、またもしも土曜日の聖母のミサミサ・デ・ノッサ・セニョラにおいて歌を歌うのを助けるために、コレジオの誰かを必要とするなら、そして院長が不都合もなしに提供することが出来るなら、そうしてもよいであろう。

14、また、教会とコンフラリアの通常のミサにおいて不足のないようにするために、そしてそれ〔ミサ〕を助ける聖職者たちミニストロスが欠けることのないように、コレジオの院長とカーザの院長が与える命令に従って、コレジオの学校エスコラスの教師メストレスにその子供たちメニノスを提供してもらうこと。そこにおいて不足することがないように、パードレが聖職者を待つことのないように、とにかく〔子供たちを〕提供してもらうこと。しかし、院長によって与えられた命令に従って助けに行かねばならない〔子供たち〕を、

教師たちメストレスは鐘が鳴ったら直ぐに送り出すこと。パードレたちが子供たちを待つのではなく、子供たちがパードレを待っているようにするためである。

15、コレジオがカーザに対して与えねばならない支援は、これによって充分明確になるとはいえ、特別の場合をすべてこの命令に従って予め用意しておくことは不可能であるから、カーザがコレジオの支援を必要とするか、或いはコレジオがカーザの支援を必要とするか、何か他の特別の場合が生じたら、院長たちはその起こった出来事に応じて互いに兄弟愛によって愛徳チャリタデをもつて助け合うこと。

16、コレジオとカーザとを隔てる壁の扉ポルタは、パードレとイルマンが上述の聖務の内の何かを助けるために教会に行く時以外は、一方のカーザから他方へ通ることが出来ないように常に閉鎖しておき、〔用事が済み次第〕直ぐにまた閉じること。他の仕事のため、或いは訪問のために、或る者が他のカーザに行く時は、通常彼らのマントを着てカーザの門ポルタリアを通って行くこと。コレジオからカーザに通じる扉の鍵は、コレジオの院長自身が所持すること。子供たちがミサの挙行を助けるために教会に行く時は、外の門ポルタリアを通って行くこと。

17、カーザは喜捨エスモラスによつて暮し、コレジオは自己のレンダで暮さねばならないので、食物と何らかの些細な品物の贈物以外は、コレジオとしては何らの喜捨を求めすることも、受納することもしてはならない。人々は愛の印として、何らかの綿布カンガ・紙コシタス・数珠・インク、その他類品の品を送る習慣がある。こういった品物が送られて来たら、受納してもよい。また院長は自分の判断で、誰か友の家で、それを必要としている誰か病人のために食事を作らせてもよいし、司教のために何かを作らせてもよい。しかしそうだからと言って、誰か慈善家ベニフエイトルがコレジオのレンダを増やすために何かを与えたいと望むなら、或いはまたそれ「コレジオ」に何らかの重要な遺産を遺すような場合は、その受納を禁じるものではない。というのはこれは、同じ会コンステイトウイソニス 憲エスにおいて許容されているからである。第四部第二章の末尾およびその注解デクララサンに見える通りである。またポルトガルやインド、またはその他の外地からそれ「コレジオ」に送られてくる物は受納してもよい。

18、このコレジオは日本の一機関メンブであり、その中に日本のプロクラードルが駐在している。彼は毎年日本にシャツやその他これに類した品々の補給物資を送らねば

ならない。同時に、日本に渡るパードレとイルマンはすべて、このコレジオから行くことになる。それ故プロクラードルは、これまで行なわれてきたように、日本にそのような喜捨をすることを喜び、日本から注文が来る諸々の品物を感謝と愛の印として与えるのを好む信者デウオタスに割り当てて、シャツカミザス・ズボンカルソニス・ハンカチレンソニス・短白衣ソブレペリセス、その他これに類した品々を作らせることが出来るものとする。また日本に渡る者たちは、或る信者デウオタスに頼んで送ってもらった彼らの衣服や船中食糧マタロタジエンのための品物や、日本の他のパードレたちの許に持つて行つてくれるよう依頼された品物は、受け取つてもよい。それらの品物は、院長の許可を得て受け取ることに。そして彼らに送るのであるということを知らせるように。しかし彼らも他の人々も、院長の特別の許可なしに、何も求めてはならない。彼「院長」は常に良き教化になるよう配慮をし、このようにしてカーザから喜捨エスモラスを得る以外は通常この許可を与えてはならない。ただしすでに上に述べた如き重要な零細な品物、およびあまり高価でないかまたは何か特別の理由がある守り袋ノミナス・数珠コシタス・聖遺物箱レリカイロスの如きキリスト教徒の信仰心を助けるものは別である。

19、もしもわれわれの仲間の死亡のため、またはその

他理に適った理由によりコレジオまたはカーザに生じた
欠員を補充をしたり、何らかの人員の交換をするのが適
切な事態が生じ、日本準管区長からの返事をゆったり待
てないならば、院長たちは自分たち同志で話し合つて取
り決め、人員を貸したり交換したりして、何故そうした
のか理由を準管区長パードレに事後報告すればよいもの
とする。

20、各院長は彼の職務の規則レギュラスに従つて、特別に自分の
顧問たちや教誡司祭コンスルトレスを持ち、自分のカーザの共通のそし
て通常の問題を彼らに諮らねばならないが、何か極めて
重大な事柄が起こつたら、院長たち同志が互いに連絡を
取り合い、その「顧問たちや教誡司祭との」協議会自体
に互いに招き合うか、または彼ら「院長」だけで別途そ
れについて話し合うこと。その統轄において、一方が他
の分別と経験とによつて互いに助け合うためである。二
人とも日本の準管区長パードレに対しては、
スベリオル・ウニヴェルサル
全体のスベリオル・ウニヴェルサル上長として、またこの準管区長の直属の上長と
して、自分たちの職務の規則と書札モト・スクリベンディ札に従つて対応
すること。そして万事彼「日本準管区長」が彼らに命じ
ることを行なうこと。またインド管区長に対しては、よ
り上位の全体の上長として然るべく服従すること。しか

し日本準管区長に対しては、通常自分の直属の上長とし
て対応すること。

21、パードレやイルマンの誰かが「確実にカ」危険な
状態に陥ると思われるほど平静を失い、インドに送るの
が適当であると全員が判断するが、日本準管区長からの
回答を待つていては躓きの原因になるから待てないよう
な事態が万一生じたら、院長たちは彼ら同志および彼ら
の顧問たちコンスルトレスとこの件を話し合うこと。この経緯を彼
ら「日本準管区長」に知らせるのがよいか判断し、両「院長」
共および「顧問たちとの」協議会コンスルトタの多数が、彼をインド
に送らねばならないと思つたなら、彼ら「院長」はそれ
を行なうことが出来るものとする。ただし、この許
可を安易に行使することにならないよう、このようにし
てインドに行く者を送り出すに当つては、旅の途中で何
らかの躓きを与えることのないよう、大なる配慮をする
こと。そしてインド管区長と日本準管区長に対し、返事
を待たずに自分たちがそれを命じた理由を報告すること。
22、「両院長」両者ともに、常に深い愛と尊敬とを込
めて日本の司教に應對し、彼の教会の祭式と良き統轄の
ために、彼の要望に應えて彼を満足させるべく努めるこ
と。或る日、気晴らしのために彼が休みに来たら、カー

ザとコレジオのパードレ・イルマンたちに大いに彼を歓迎させること。彼が預かっている司教区については彼の統轄に任せ、大勢がそこに容喙することなく、彼を抑制することなく、彼の判断で裁きを下すのに任せること。万事につけ、彼とイエズス会の会員たちとの間には大なる一致と愛とがあるということが皆に分かるように、行動すること。

23、^{エスコラ}学校の子供たちのミサについては、カーザの^{ポルタリア}玄関以外に、このコレジオの中には彼らがミサに与ることが出来るような場所は他にないし、その一方でカーザの中には僅かな人数のパードレしかいないので、常に彼らに対して時機を失せずミサを挙げる事が出来るかどうか分からない。私は両院長に対して、此処または教会のいずれか、より良くしかもより快適に与ることが出来る所で、彼らにそれ「ミサ」を聴かせるよう依頼する。教会で「ミサが」挙げられる時は、^{メストレ}教師は内部の扉を通つて行くこと。

アレッサンドロ⁽²⁾

以下右の文書の内容を纏める。本文の番号にはとらわれずに整理する。

一、カーザ院長・コレジオ院長は互いに従属することなく、それぞれ自分の裁治権・権能をもって、それぞれの規則⁽³⁾に従つて各機関を統轄すること。

二、カーザの任務は隣人に対する聖務であり、コレジオの任務はイルマンの教育と、カーザに隣接するコレジオとしての聖務である。

三、コレジオの任務はつまり教育と聖務であるが、この内聖務は次のような事柄である。

1、カーザ院長からの要請に依えて、カーザ付属の教会での説教、および小教区での教義教育に人を提供する。カーザ付属教会での説教には毎月および四旬節等に、教師であれ生徒であれパードレを、また日曜日に小教区での教義教育に生徒のパードレ・イルマンを提供する。いずれもコレジオでの学習を妨げない範囲内で行なうこと。カーザ院長も、それが義務であるかの如く強要してはならない。

カーザ附属教会において日曜日と守護聖人の祝日に行なわれる説教には、コレジオから全員が行くこと。

2、やはりカーザ院長からの要請に依えて、カーザ付属教会や修道院回廊での告解を聴く聴罪司祭を提供

する。四旬節・日曜日・聖週間・荘厳な祝日・全贖宥の時に、そのために聴罪司祭を派遣する。

女性の告解は、コレジオにおいては或る特定のパードレが聴くこと。しかしコレジオのパードレたちが、告解を聴くために教会に派遣された場合は別である。ただし女性の告解は、通常はカーザのパードレが聴くこと。

外に出掛けて病人の告解を聴くことは、通常はカーザのパードレが行なうこと。ただし、例えばコレジオの学識あるパードレを必要とする等、その必要がある場合は、院長の判断により派遣してもよい。余り大勢にならない限り、コレジオで告解をすることを望む者には、希望通りそれを許してやること。コレジオの修学生とコレジオ附属の学校の生徒たちも、コレジオにおいて告解をすること。

3、カーザにおける人員の不足等の理由から必要に応じて、祝日における祭式・ミサ・行列等の挙行につき、コレジオからパードレ以下の人員と必要な聖器具を提供すること。暗闇トレグアスの朝課 (tenebrae)、聖週間最後の三日間に唱えられる朝課と讚課、降誕祭の前夜には、コレジオから全員が朝課を唱えるのを助

けに行くこと。

土曜日の聖母のミサにおいて、歌を歌う為の人員をコレジオから提供してもよい。カーザ附属教会とそのコンフラリアの通常のミサの挙行を助けるために、必要に応じてコレジオ附属エスコラスの学校の生徒を提

供すること。
4、右の1・2・3に限らず、それ以外にもカーザがコレジオからの支援を必要とするか、またはカーザがカーザの支援を必要とする場合が生じたら、両院長が互いに愛徳をもつて助け合うこと。

四、コレジオ生徒は、墓と牢屋を作ることに従事してはならない。

五、コレジオ・カーザともに、会員に死者が出たらカーザ附属教会に埋葬すること。

六、コレジオとカーザとを隔てる壁の扉は、右に記した聖務の支援のためにコレジオからパードレ・イルマンがカーザ附属教会に行く時以外は閉鎖し、コレジオ院長がその鍵を所持すること。それ以外の時や、コレジオ附属学校の生徒たちが聖務を助けるためにカーザに行く時は、外の門を通ること。

七、コレジオは自己のレンダで暮さねばならない。食物

その他些細な品（綿布・紙・数珠・インク等）以外は、コレジオとして何らの喜捨をも受納してはならない。

八、しかしながら、慈善家がコレジオのレンダを増やす

ために贈与することや、遺産を遺すことを望む場合は、受納してもよい。それは会憲の第四部第二章の末尾、およびその表（デクラサシ）明に見える通りである。ポルトガル等

外地からコレジオに送られてくる物も、受納してよい。

九、コレジオには、日本イエズス会のマカオ駐在プロクラドールが居住する⁽⁵⁾。

彼は日本に補給物資を送らねばならない。また日本に渡るイエズス会士はコレジオから行く。それ故プロクラドールは、日本教会に喜捨をする志を抱く信徒に、衣類等を用意させてもよい。

一〇、日本に渡るイエズス会士は、衣類・船中食糧等の喜捨、或いは日本のパードレ宛てに託された品を、院長の許可を得て受納してもよい。しかし日本に渡る者もそうでない者も、院長の特別の許可なしに、信徒に喜捨を求めてはならない。院長は通常はこの許可を与えてはならない。ただし些細な物や信徒向けの聖なる品は別である。

一一、コレジオまたはカーザにおいて欠員の補充や人員

の交換をする必要が生じたら、事情によっては両院長同志で相談して人員の融通や交換をして、日本準管区長には事後報告をすればよい。

一二、両院長は規則に従い自分たちの顧問・教誡司祭を持ち、通常彼らに諸問題を諮らねばならないが、重大事が起こったら、場合によっては両院長だけで相談し、協力し合うこと。そして日本準管区長に対しては、自分たちの規則および書札礼(6)に従って対応し、その指示に従うこと。

一三、パードレ・イルマンの誰かが心の平静を失い、このためインドに送り出す必要が生じ、しかも日本準管区長の返事を待てないような事態が生じたら、顧問たちと協議してその多数の同意が得られたなら、両院長がそれを決定出来るものとする。

一四、両院長ともに、日本司教が良き統轄を行なうことが出来るように、細心の配慮をすること。万事につき同司教とイエズス会員との間には、不一致などないことが分かるように行動すること⁽⁷⁾。

一五、学校の子供たちに対して、場所と人、すなわち司祭の点で両院長が充分便宜を図って、滞りなくミサを挙げる事が出来るようにすること。

ここで言う学校とは、三の2・3にも見えたコレジオ付属の学校のことであろう。

二

開設間もないマカオ・コレジオの問題を考える上で、次に紹介するのも重要な史料である。一六〇五年九月一日長崎で日本イエズス会の協議会が開かれた。一六〇三年一月二三日付けイエズス会総長の巡察師ヴァリニャーノ宛て書簡で、東アジアのイエズス会組織を改変しようという重要な案が提示されたので、この問題を検討するための協議会であったが、マカオ・コレジオがそれに関わった。次にこの協議会記録の全文を訳出する。

「一六〇五年九月一日長崎で開催された協議会。^{コンスルタ}

この協議会には、下記の者たちが参会した。
日本司教ドン・ルイス・セルケイラ。

この準管区の準管区長パードレ・フランチェスコ・パシオ。

長崎コレジオの院長パードレ・ディオゴ・デ・メスキータ。

マカオのコレジオ (三)

有馬コレジオの院長パードレ・フランシスコ・カルデロン。

大村カーザの院長パードレ・アッフオンソ・デ・ルセナ。

この準管区のプロクラドール、^{プロフェツソ・デ・クワトロ・ウオトス} 盛式四誓願司祭パードレ・ジョアン・ロドリゲス。

盛式四誓願司祭パードレ・オルガンテイノ・ソルド。

盛式四誓願司祭パードレ・ベルシヨール・デ・モラ。

博多レジデンシアの上長、盛式四誓願司祭パードレ・

ペドロ・ラモン。

盛式四誓願司祭パードレ・ペドロ・デ・ラ・クルス。

盛式四誓願司祭パードレ・バルトロメウ・ゴメス。

広島レジデンシアの上長、盛式四誓願司祭パードレ・

マテウス・デ・コーロス。

小倉レジデンシアの上長、パードレ・グレゴリオ・

デ・セスペデス。

準管区長パードレが次のことを披露した。すなわち去る一六〇五年八月に、一六〇三年一月二三日付け総長パードレ・クラウディオ・アクワヴィーヴァの、この準管区の巡察師パードレ・アレツサンドレ・ヴァリニャー

一一 (一一)

ノ——彼は現在マカオ市にいる——宛ての書翰を受け取った。前述の巡察師パードレから受けていた命令により、同準管区長パードレがそれを開封した、と。この書翰の中で総長パードレは、シナの改宗の伸展のため、およびマカオ・マラッカの各コレジオとモルッカの諸レジデンシアの良き統轄のために、次のようにすれば大なる助けになるであろうと記す。すなわち、これらの地域のすべてを管轄する上長^{スベリオル}が一人いる（日本だけが独自に準管区をなし、シナ・マラッカ・モルッカは別の準管区を形成する）。そして彼が自ら巡察してあらゆる必要に応え、もろもろの仕事に経験を積むことが出来るようにするといふものである。今の状態では、これらのカーザや土地に対してそれを行なうことが出来ないのだ。といふのは、日本の上長はシナに行くために、そこ〔日本〕を留守にすることは出来ない。また書翰による意思の疎通は、しばしば船が欠航するために困難である。それにコチンと南部地方^{パルテス・ド・スル}の上長は、マラッカやモルッカを巡察するには、どうしてもそれに二年を費やさねばならず、コチンや彼の統轄を受けるその他の地域を極端に留守にすることになる。それは総長の前述の書翰に、長々と記述されている通りである。準管区長は、その書翰を協議

会で読むよう命じた。

総長は、先ず最初に巡察師パードレの意見を聞くことなしに、これについて裁断を下すことを望まないで、日本のその他のパードレたちの考えを知るために、彼らとこれについて話し合うようにと彼〔巡察師〕に依頼する、と言っている。このため準管区長パードレは、パードレたちに意見を言ってもらつて、それをフィリピンと西インド経由で総長に、そしてマカオの巡察師パードレに、書き送ることが出来るよう、この協議会を開催するのだと言つた。さらに準管区長パードレは、日本とシナの巡察師パードレ・アレックス・サンドレ・ヴァリニャーノが、第一回日本管区会議の見解にもかかわらずマカオのコレジオを創設するに至つた諸理由と、その他双方の立場から出された不都合・諸見解を提示した。それはパードレたちがそのすべてを良く検討、考慮し、より良い見解を表明出来るようにするためであつた。

全員一致して、一人の反対者もなく、次の如き見解であつた。すなわち、マラッカ・モルッカ、およびシナのみを預かる上長がいるのは、適當ではない。とくに日本にとつて大なる弊害となるであろう。それ故総長に、たといインドのパードレたちがこの案を承認しても、それ

を実行に移さないよう要請すべきである、と。彼らがこのように考えた理由は、次の通りであった。

第一、上長の数を増やすことは常に、出来るだけ避けねばならない。というのは、上長になることが出来るような人物は少ししかない。また上長の人数が増えれば、経費と仲間たちの仕事も増える。というのは、これらの上長は一人一人、彼の同伴者である有能なパードレール人、彼に奉仕するイルマン一人、書記たち、およびその他の職員たちを必要とするからである。インド管区はすでに三つの地域に分割されている。すなわち、北部を含むゴア、南部を含むコチン、シナを含む日本である。それ故に、これら三地域に有能な上長たちを配するのに、大変苦勞する。したがって、これら三つにさらに四つ目が増えようものなら、その苦勞ははるかに大きなものになるであろう。会員の人数の点でさほど大きくない一管区が、四地域すなわち準管区に分割されるとなると、これは尚更一層奇異なことになろう。

第二、この分割をし「て一つの準管区にし」たいという三つのキリスト教会の一つであるモルツカは、もともと非常に小さなものにすぎないが、今ではそれがなお一層小さくなっている。というのは、オランダ人がアンボ

イナを奪取したからであり、さらに恐らくすでにチドレをも奪っていることであろう。オランダ人たちがこの南の海に跋扈している間は、モルツカに確たる基盤を確立することは出来ないし、そこを巡察することも、非常に難しいであろう。

第三、たといモルツカ「教会」が確立し、繁栄していても、新しい上長が一年でこれら三つの地域、すなわちマラッカ・モルツカ・シナのすべてを巡察することは不可能である。これらが互いに遠隔の地だからであり、決まった時以外に、それらの地に航海し、赴くことが出来ないからである。それ故、部下たちは毎年一度は自分の上長自身の巡察を受けるべきだという狎下の意図は、この新しい上長によってもなし得ないのだ。また通常シナの部下たちにとつて、この新しい上長に訴願をするよりも、日本の上長にする方が容易である。というのは、彼がたまたまモルツカに在るとなると、二年後でなければ返事を得ることが出来ないからである。

第四、マラッカは、日本やシナに来るパードレたちの内の何人かによつて、毎年容易に巡察することが出来るし、また或るコレジオがその管区長によつて巡察を受けないということも、目新しいことではないのだ。とい

うのはポルトガルは、マデイラ島・テルセイラ島・サン・ミゲル島にコレジオを持つが、それらは管区長によつて巡察をうけることはなく、ただ管区長がそれを命じた一パードレが行なうに過ぎない。マラッカのコレジオは非常に小さく、イエズス会士一〇人にも届かないのであるから、なおさらである。またシナの諸事はまだ、新たな改変を求めることが出来るほど確立してはいない。というのは、われわれの仲間たちはまだ「シナ」国王から、シナ国内に自由に滞在する許可を得ていないし、シナ人たちもわれわれの聖信仰を受け入れてもよいとの許可を得ていないからである。

今のところ、シナの布教もマカオのコレジオも、日本に巡察師と準管区長がいる間は、彼らの内の一人によつて、しばしば巡察を受けることが可能である。今現に巡察師パードレ・アレックスサンドレ・ヴァリニャーノが、それらを巡察しているところである。また準管区長しかない時は、日本にいるパードレの誰かに命じて、巡察させることが出来る。マカオのコレジオは日本のために非常に重要である。それはそこにおいて、この準管区の仲間たちと、毎年新たにヨーロッパから渡来する者たちの養育が行なわれるからである。また日本「教会」の物質

的維持は、全面的にマカオに依存しているからでもある。それ故日本の準管区長は、誰かパードレをしばしばマカオに派遣して、コレジオを巡察させ、シナ布教のもろもろの事柄や、この準管区の維持のための物質的な問題に對して、命令を与えないわけにはいかない。

第五、この他新たに配置される上長は、マカオのコレジオに教師たち・上長たち・働き手たちを供給せねばならない。同時にシナの布教団は常に、最も質が良い働き手たち・会員たちを自分のところに確保し、日本には劣つた者たちを送ることであろう。このことは、この日本準管区にとって大なる損害となるであろう。それはインドにおいて、充分経験している通りである。すなわちヨーロッパから送られて来る最も質が良い会員たちを自分のところに確保し、日本には劣等の者たちを送る。それどころかしばしば、ヨーロッパ生まれの人々の代わりに、インドにおいて入会してきた者たちを送る。彼らの方が資質が劣り、準備が未だよく出来ていないからである。もしもこれだけでなく、日本を目指して「ヨーロッパから」来た会員までもが、丁度インドで行なっているようにこの新しい上長によつて、マカオに送り込まれるようなことになると、日本には見捨てられた者しか来な

くなる。これは日本にとつていかに大きな弊害となるか、よく分かるであろう。

第六、さらに現在マカオのコレジオには、ラテン語・^{アルテス}教養科目、および^{テオロジヤ}神学の授業が行なわれる^{エスコラス}学校が存在するので、コレジオに対する教師たちの供給が充分に行なわれるためには、ヨーロッパ生まれで学習を終えた者たちの内の何人かを、このためにそこに留める必要がある。無理強いされてその地に留め置かれる者たちは、それを非常に悲しむ。一つには、自分たちが故郷を捨ててインドに渡つた目的である、改宗事業に従事することが遅れるからである。また一つには、彼らは滞在し、居住せねばならない土地の言語を直ぐに習得しない限り、その後終生無資格者のままで過ごさねばならないと思うからである。さらに、たとい後でそれ「言語」を習得するにしても、歳を重ねればそれだけ苦勞が増すことが分かるからである。それにもかかわらず彼らは、最後は日本に渡れるという希望を持って、暫らくの間前述のコレジオに留まることに耐えているのだ。

そこでのイエズス会の聖務のために彼らを必要とするが故に、すぐに日本に渡ることが出来るという希望を持って、^{ポコス・アンソス}僅かな年月そこに留まるにすぎないこの滞留す

らも、このような事情で留め置かれる会員がこれ程までに悲しむとすると、もしもマカオのコレジオが日本に従属しないならば、彼らは尚一層それを悲しむことである。というのはこれにより、そこに留まる者たちは、いずれ当地に渡来出来るのだという希望を、完全に失ってしまうからである。このため絶望に打ちひしがれ、それを無理強いと感じるであろう。このことはヨーロッパでも、知られないでは済まないであろう。そしてこれが原因で、自分たちにも同じことが起こることを恐れて、日本に來たいという希望が冷えてしまう者が大勢いるであろう。

第七、この外に、日本にいる者「会員」たちにとって、マカオのコレジオを自分たちのものとして持つのは大なる安らぎである。病人・疲れた者、またはその他いかなる理由であれキリスト教会で働くことが出来ない者、または日本にいることの出来ない者たちが、あのコレジオに逃れることが出来るからである。もしも彼らがそれを失うと、日本にとつて大なる損害となるに相違ないし、ここ地の果て「の日本」で働いている人々にとつて、深い悲しみであろう。当地はかくも激しい有為轉變に曝され、迫害のためにかなりな人数が当地から送り出され、

追放されることが容易に起こり得るし、また現に既に起こった通りである。日本の準管区長が当地から送る者全員を、愛徳をもつてそこ〔マカオ〕に迎え入れるように、との命令を下すことがあつたとしても、マカオのコレジオが日本準管区長に従属してないと、満足に難局に対応することは出来まい。またマカオのコレジオも、日本にいる仲間たちの支援を受けることなしには、満足に統轄をすることは出来ないであろう。それはこれまで、当地〔日本〕から何人かの者がその目的で出掛けて行なつてきた通りである。〔コレジオの〕難局がそれを求めているからである。他のもっと遠隔の地からでは、必要な迅速さでそれに対応することが、満足に出来ないであろう。

第八、日本〔イエズス会〕の物質的な維持についてはすべて、そこ〔コレジオ〕に駐在するプロクラドールによつて、マカオにおいて交渉がなされる。それ故、もしもコレジオが日本に従属してないと、前述のプロクラドールはその交渉において支援を受けない許りか、ゴアに駐在する日本のプロクラドールに起こっている如く、非難を浴びることになるに相違ない。というのは〔コレジオの〕上長は、日本のもろもろの事柄にそれ程心を痛めたりはしないからである。それらは彼の所管ではない

からである。それは丁度、インドのパードレたちが、たとい日本がそこ〔インド〕に従属していても、それら〔日本の事柄〕に対して心配しないのと同じである。これにより、日本が非常に大なる害を被ることになろう。

第九、日本〔イエズス会〕はマカオのコレジオにプロクラドールを持つており、またそこに生徒エストウダシスを持つことになると、たとい彼らが学習を終えても、日本に来る者たちはそこに少なくとも一ヶ月滞在せねばならない。しかもその年航海が行なわれなかつた事態になろうものなら、さらにもう一年留まることになる。この外に何人かの病人が、あのコレジオで治療を受けるために、どうしてもそこに行かざるを得ない。結局のところ、常時マカオのコレジオに滞在する日本〔イエズス会〕の人員は、このように大勢に上り、日本とそれ〔コレジオ〕との間の通信や交際、さらには互いに依存し合うことも大いに緊密である。それ故、マカオのコレジオが日本に従属しないなどということが、どうして可能なのか分らない。もしも従属していなくなつたら、非常に大なる弊害であり、損害であろうし、そこ〔コレジオ〕に滞在している日本〔イエズス会〕の仲間たちにとって、非常に不愉快なものとなるであろう。

これらすべての理由や、簡潔にするためにここには挙げない他の理由により、シナ・マラッカ、およびモルツカのためにこの新しい上長を配置するのは、良くないように思われる。とりわけ、日本にとつて大なる弊害になるであろうと思われる。もろもろの事柄が現在のような状態なので、このことが了解出来るのだ。なぜなら、もしもシナの改宗が目覚ましい伸展を見せて、そこに大勢の仲間と多数のカーザが存在するようになったら、それ〔シナ改宗〕について為さねばならない事が、時と共に分かってくるであろうと思われるからである。前述の全員がこの見解であつたので、彼らはこの協議会記録（コンスルタ）に自ら署名した。フランシスコ・パシオ、日本司教、オルガンテイーノ・ソルド、ペドロ・ダ・クルス、ディオゴ・デ・メスキータ、メルシオール・デ・モレーラ、マテウス・デ・コーロス、グレゴリオ・デ・セスペデス、ジョアン・ロドリゲス、アッフォンソ・デ・ルセナ、ペドロ・ラモン、フランシスコ・カルデロン、バルトロメウ・ゴメス。⁽⁸⁾」

三

一六〇三年総長から、シナ・マラッカ・モルツカを

マカオのコレジオ (三)

もつて一つの準管区とするのは如何との意向が示された。一六〇一年インド管区の南の部分が分割されてマラバル準管区が出来、一六〇五年これがマラバル管区となった。このマラバル管区の包含地域はコチン・クランガノル・セイロン・ジャファナパタン（セイロン内）・コーラン・トラヴァンコル海岸・ペスカリア海岸・ベンガル・マラッカ・モルツカであつた。⁽⁹⁾ここにイエズス会東インド教会は、インド管区・マラバル管区・日本準管区の三つに分かれることになった。マラッカ・モルツカはマラバル管区に包含されたが、シナ（マカオを含む）は従来通り日本準管区内に留まることになった。このようにマラバル管区が誕生したばかりであるが、そのマラバル管区からマラッカとモルツカとを切り離し、また日本準管区からシナを切り離して、これら三地域をもつて一つの準管区を作ろうというのが、総長の案である。

右のような総長の案に接した日本イエズス会は、早速協議会を開いて審議した末、総長の案を否とする結論を出した。右に訳したのがその協議会の記録である。その趣旨を次に整理する。

一、総長は、シナ・マラッカ・モルツカを一つの準管区

として、マカオ・マラッカの各コレジオやモルツカのレジデンシアを、一人の準管区長が統轄する体制にした方が良いのではないかとの見解を、一六〇三年一月一三日付け巡察師ヴァリニャーノ宛て書翰で示した。

この案の主旨は、広域にわたるイエズス会教会を一人の上長が統轄することの不都合を、解消させることにあつたと言つてよい。総長は巡察師ヴァリニャーノ(この時マカオにいた)に対して、在日イエズス会士たちの意見を聴いて、この件について総長に具申するよう指示した。

二、日本準管区長パシオは一六〇五年八月、マカオにいる巡察師の許から転送されて来た右の総長の書翰を受け取り、この件を巡つて同年九月一五日長崎で協議会を開催した。出席者は、司教・準管区長以下、全部で一三人のイエズス会士であつた。

三、パシオは協議会において各イエズス会士の見解を徴するに先立つて、ヴァリニャーノがマカオにコレジオを創建した理由と、その反対意見の論拠を提示した。

四、出席者全員の見解は、シナ・マラッカ・モルツカをもつて一つの準管区を形成し、それらの地域を統轄する準管区長を置くのは、不適當だといふものであつた。

理由は次の通りである。(なお本文では、理由が九項目に分けて記述されているが、第四をその内容から4と5に分けた。すなわち本文は九項目であるが、それを以下10に分けて記す)。

1、上長の人数が増えるのは、そのために要する人材の数といい経費増をきたすことといい、避けるべきである。

2、モルツカの教会は、アンボイナがオランダ人に奪取されたことでもあり、非常に小さい。またそこへの巡察は困難である。

3、準管区長がシナ・マラッカ・モルツカの三地域を、一年で巡察するのは不可能である。つまり、毎年一度は会員は上長の巡察を受けるようにしたい、との総長の意図は、このように改変してもなお達成されない。

4、マラッカのコレジオは、準管区長は不可能でも、日本やシナのパードレによつて、毎年容易に巡察を受けている。このような例は他にもある。

5、シナ教会は未だ確立・安定していない。シナ国内の教会もマカオのコレジオも、巡察師・準管区長、または誰かパードレにより巡察は可能である。日本

にとつてのマカオ・コレジオの重要性から、その巡察は日本側から確實に行なわれる。

6、新たに準管区長が置かれると、シナ教会のために優秀な会員を確保して、日本には劣つた者を送つて来るであろう。同様なことはインド管区長の措置で経験している。これは日本にとつて大きな弊害である。

7、マカオ・コレジオでの授業のために、ヨーロッパから渡来したパードレの何人かは、教師としてそこに留め置かねばならない。彼らはそのために、必要な言語の習得に遅れをとり、布教活動に入るのが遅くなる。同コレジオが日本に従属しないとすると、暫くそこで教育に従事すればやがて日本に渡れる、という希望が全く失われてしまい、彼らの悲しみは一層深くなる。

8、日本イエズス会にとつてマカオのコレジオは、避難所・安らぎを得る場所として重要である。これを失うことは、日本イエズス会にとつて大きな損失である。コレジオの方も、日本から会員の支援を受けることなしには、良き統轄は望めない。

9、日本イエズス会の物質的維持は、マカオ駐在プロ

クラドールの働きに依存する。したがつて、そのプロクラドールが駐在するマカオ・コレジオが日本に従属しないとすると、プロクラドールはその職務の遂行において、支援を受けることが出来なくなる。それどころか、ゴア駐在プロクラドール同様、むしろ対立することにもなりかねない。

10、マカオ・コレジオで学習する者はもちろん、それをすでに終わっている者であつても、日本行きの船便を待つて少なくとも一ヵ月、場合によってはもう一年マカオに滞留せねばならない。病氣治療に日本からマカオ・コレジオに行く者もある。日本イエズス会士でコレジオに滞在する者は、非常に多人数である。日本イエズス会と同コレジオとの、相互依存は緊密である。したがつて、コレジオが日本イエズス会に従属することが必要である。

以上、要するに総長としては、一人の管区長・準管区長が統轄する上での適切な大きさという点を主として考慮して、マラッカ・モルッカをマラバール管区から、シナを日本準管区からそれぞれ切り離して、これら三地域をもつて一つの準管区とすることを企図した。意見を求

められた日本イエズス会側はこの総長案に強く反対したが、その主たる反対理由は、それによってシナが日本準管区から分離される点であった。右に纏めた10項目に上の反対理由の内、5、10がその関係の内容である。マラッカ・モルッカと違い、シナの分離は日本にとって直接利害関係があるから、これが主たる反対理由になるのも頷ける。シナの分離に反対だと言っても、そこにはいろいろな思惑が働く。5の、シナ教会は未だ安定していないし、それに対する巡察と統轄は巡察師や日本準管区長によって確実に行われる、との主張は、とくに問題にするほどのことではない。6は、シナが日本準管区から分離すると、折角ヨーロッパ等から優秀なイエズス会士が渡来しても、シナ教会のために取られてしまつて日本に來なくなる。それはかつてインド管区長の執つた措置で経験している、との危惧である。これに関する史料を一点だけ挙げておく。

「日本とシナが独自に管区を作るべき理由」と題する文書である。一、日本司教が今後もイエズス会士から出なければならぬこと、二、インド管区に対して日本イエズス会が負担する分担金の問題、この二つと共に右の表題の問題を論じた文書である。筆者・年代ともに記さ

れていない。この点、別の所で推測した通り、恐らく一六〇五年頃マカオにおいて、ヴァリニャーノまたはヴァリニャーノに近いところにいた人物が記述したものであろう。その中に、次の一節が見える。

「またこの「インド」管区は、人の面でも「日本とシナを」助けることは出来ない。というのは、本国から到着する人々の内、インドの上長たちは常にもっとも優秀な人々を自分たちの許に確保してしまうからである。日本やシナが「人員に」不足しても、それに対してインドは優秀「な人」を供給することなど出来ないどころか、「インド管区こそがこの不足を」もたらしたのであり、多くの事柄においてそれら「日本とシナ」に対して害をなすのだ。それは、マカオ・コレジオの設立を妨げたことや、これらの地域に未完成で不適格な仲間を大勢送り込んできた点に、特に顕著であった。彼らの多くは、追いつきかねばならなかった。それゆえ、インドに從属する理由などないのだ。」⁽¹¹⁾

その当時、シナは日本準管区に包含され、そして日本準管区はインド管区に從属していた。しかし現状では、本国のポルトガルから来る優秀な人材をインド管区が独占してしまい、日本準管区には不適格者を送り込んで來

る。日本準管区がインド管区から独立して独自に管区を形成するならば、この弊害を是正することが出来る、との趣旨である。それを今度は、シナが日本から独立して「マラッカ・モルッカと一緒に」準管区を形成すると、優秀な人材をシナが独占してしまい、日本にはまわってこなくなるからそれには反対だというものである。

つづく7、10の理由はいずれも、マカオ・コレジオが絡む。この内7・8は主として、シナが日本から離れることによって、同コレジオの教師たちと日本イエズス会の宣教師との間の人事面の交流が断たれると、日本イエズス会が被る弊害は大きく、またコレジオの運営も困難になるとの懸念である。9は、日本イエズス会のプロクラドールは同コレジオに駐在するが、そのコレジオが組織上日本から離れると、日本のために活動する同プロクラドールと、コレジオ関係者との間が利害一致せず、プロクラドールの業務遂行に支障をきたす虞れがある、それはゴアに駐在する日本のプロクラドールの場合と同様だとして、ここでも6同様インドのケースを引合いに出す。この点についても、史料を一点だけ挙げる。一六一〇年三月一四日付け長崎発、フランチェスコ・パシオの総長補佐宛て書簡の一部である。

「ポルトガル国王が、インドにおいて日本のためのレンドを設定しても」インドのわれわれ仲間のパードレたちは、この徴収に好意的でないだけでなく、むしろこれを妨害し、「ゴアに駐在する」われわれのプロクラドールがそれについて何か話すのを咎める。彼らに対して滞っている分の徴収がこれによって邪魔される、と彼らは考えているからである。⁽¹²⁾

最後10では、マカオ・コレジオにはコレジオ在學生はもちろん、そこでの学習を終えて日本への船便を待つ者や、病氣治療のために日本から行ってそこに滞在している者等、日本イエズス会に所属して同コレジオに滞在する者は多数に上る。それ故、同コレジオは日本に従属する必要がある、というものである。

シナが日本から分離独立した教会組織となることに對する反対理由5、10の内、7、10はマカオ・コレジオが関わった。かつて創設を巡っては様々な論議が闘わされたが、一旦発足した以上、同コレジオが日本イエズス会の将来の活動展望の中で、如何に大きな比重を占めていたか、改めて確認出来る。

シナ・マラッカ・モルッカをもつて一つの準管区としてたいという総長の案は、右に紹介した通り日本イエズス

会側の強い反対もあり、結局実現しなかった。しかしシナだけは一六二三年に、準管区として日本から一応独立することになった。そのシナの準管区への昇格に際して、マカオのコレジオはいかなる取り扱いを受けたのであるうか。これについても、関係史料を一点だけ挙げておく。一六一七年一月五日付けマカオ発、ジェロニモ・ロドリゲスの総長宛て書簡の一節である。なおこの書簡を記したロドリゲスは、当時マカオ・コレジオの院長であった。

「第四、ドナ・マリア・デ・カストロがコレジオの基金のために、シャウルにおいて遺贈したレンダ、およびパードレ・マヌエル・フランシスコがポルトガルにおいて遺贈したそれ〔レンダ〕の内、少なくともそのいずれか、またはその基金のために充分なだけの額を、猥下はこのマカオ〔のコレジオ〕に充当すべきである。ただし、日本の管区長や巡察師たちがこのコレジオの仲間の人数を削減した方がよいとの考えならば、そのレンダをも削減してもよいとの許可を彼らに与えておくこと。またもしもシナが日本から分離し、このコレジオはシナに属することになったら、彼ら〔コレジオの仲間〕は残った側のためにそのレンダを日本に移してもよいとすべきだ。われわれは、このコレジオの基金のためにこ

れを求めた。というのは、国王がその基金の確立を望んでいるとは言っても、それはこれに充当するレンダをインドの彼の税関でそれ〔コレジオ〕に支払うよう命じているに過ぎないのだ。ちょうど国王ドン・セバスティアンが日本におけるカーザの基金のために、マラッカにおいてわれわれに与えたレンダを徴収することが出来ないのと同様、それもまたわれわれが徴収することは決して出来ないであろうと思われるからだ。

シナが日本から分離する件に触れたが、シナ国内にいるパードレたちが猥下にそれを要望していることを私は知っている。私はシナ国内に五年以上滞在し、もう二〇年間この管区にいて、いま申し上げることを目撃してきた。一八年前、シナの各レジデンシアはこのコレジオの院長に従属していた。彼はそれら〔レジデンシア〕を維持する財源を見つかることで疲れ果てた。それらはこのコレジオの従属を離れた。〔レジデンシアは〕必要なものに事欠き、俸禄の一部をも欠くのを私はしばしば目撃した。このところ毎年日本が彼ら〔シナにいる仲間〕を支えている。もしも彼らが完全に日本から分離したら、窮乏のために減んでしまうことは目に見えている。」

途中の一節を抽出したので多少分かり難い嫌がある。

内容を整理してみる。

一、日本イエズス会のコレジオの基金にと、ドナ・マリ
ア・デ・カストロおよびパードレ・マヌエル・フラン
シスコの兩名からレンダの寄付があった。総長はこれ
を、マカオ・コレジオに充当すべきである。

二、ただし、日本の管区長や巡察師たちがマカオ・コレ
ジオの人数を削減した方がよいとの考えならば、レン
ダも削減してもよいものとする。

三、シナ・イエズス会が日本から分離し、マカオ・コレ
ジオがシナに所属することになったら、そのレンダは
日本イエズス会に移すべきである。

四、シナ・イエズス会は日本から分離独立することを望
み、総長にそれを要望している。その各レジデンシア
は、かつてはマカオ・コレジオの院長に従属していた
が、現在はそこから独立している。しかしそのために、
財源の確保に難渋しており、日本イエズス会が彼らを
支援している。日本から分離独立したら、経済的に滅
亡に向かうであろう。

かつて一六〇五年長崎協議会において、シナ・マラッ
カ・モルツカをもって一準管区にしようという総長案に

対して強く反対した際の反対理由の一つとして、そのよ
うなことをしてはマカオ・コレジオの運営が難しくなる、
ということを挙げていた。それから一〇年余経過して、
シナが日本から分離独立する件が話題に上っても、もは
やこの段階では、かつてのように同コレジオの運営を懸
念しての反対意見は表面から姿を消した。そのことは、
一六二五年一月一六日付け日本発、フランシスコ・パ
シエコら九名のパードレ連名の総長宛て書簡⁽¹⁴⁾にも現れて
いる。すなわち、一六二三年シナが日本から分離して準
管区となったことに伴い、シナ準管区側から日本管区に
対して経済面の支援を求めてきたのに対して、日本イエ
ズス会はシナ準管区に援助せねばならない謂れはない、
日本はシナ準管区関係者が思っているほど潤沢ではない、
として拒絶の回答をしたものである。そのような案件を
取り上げるのであるから、マカオ・コレジオのことが話
題に上ってもよさそうに思われるにもかかわらず、それ
が全くなかった。これは、マカオ・コレジオが開設後す
でに三〇年近く経過して、運営も安定軌道に乗ったこと
もあるが、それだけでなく、ヴァリニャーノ亡き後同
コレジオと日本イエズス会との間の関係が微妙に変化し
た現れとも言えよう。

四

巡察師ヴァリニャーノは一六〇六年一月二〇日マカオ・コレジオで死亡した。⁽¹⁵⁾ 彼が書いた次の覚書（一六〇六年一月一七日付）は、ヴァリニャーノの遺言状と言ってもよい。その中で彼がマカオ・コレジオについてどのような記述を遺したかは、注目に値する。以下、その全文を紹介する。筋道の明快な文章を書くのを常とするヴァリニャーノにしては、ずいぶん解釈に難渋する困難な文であるが、それも彼が死の三日前に記したことを思えば、深い感慨を催さずにはいられない。

「非常な苦痛の内に、衰弱して今にも生命が尽きようとして、^{レシフランサ} 危機に臨んで、シナと日本の巡察師パードレが作成する覚書。

まず最初に私は、われらの主なる神が私に与え給うた大なる恩恵に対し、無限の感謝を捧げると言いたい。私
が何らイエズス会に価しないにもかかわらず、神は私を愛し、終始私をその「イエズス会の中」で守って下さった。⁽¹⁶⁾ 〔神が〕私に与えて下さる尽きることのない恩寵と

恵みに対して相応しくなく、多大な欠陥と怠慢を伴って〔神に〕奉仕したにもかかわらず、私は〔神の〕恩寵を信頼し、〔神〕ご自身が私の傍らに付き添い私の生命を終わらせて下さるものと信頼する。

それ故、第一に私は、〔神の〕いとも聖なる受難の功德により、および至福なる童貞聖母マリア、われらの福者パードレ・イグナティウス、^{コルテド・セネ} 天 国^{ベカドス}のすべての天使と聖人たちの執り成しにより、私がイエズス会に入会する以前に犯したものであれ、イエズス会入会后に犯したものであれ、私の極めて大なる罪・怠慢・欠陥をすべて——それは私の靈的利益に関わる事柄や、私が執り行った統轄に関する事柄、さらには私の職務の規則^{レグラス}にわたるが——を赦して下さるよう、〔神に〕懇願する。もしもわれらの主が、この苦痛の内に私の生命を終わらせ給うなら、たとい〔主の〕慈悲により私がそれ〔苦痛〕を知り、〔主の〕大なる恩恵により私が今それを受けているとはいえ、本性が非常に弱く哀れなものである、私は同じくイエズス・キリストの功德、天の聖人たちの執り成しにより、さらには私のために行なわれる祈りにより、私が〔神意に〕全面的に忍従してそれに耐えることが出来るだけの、忍耐と強靱さを与えて下さるよう懇願

する。

次に私は、このシナと日本の管区に関して永年にわたって積み重ねて来た深い経験に基づいて、以下のことを述べる。すなわち、その〔管区の〕イエズス会とキリスト教会はすべて、異教徒領土の土地にある。彼らは欲望において気まま、気紛れである。彼らは望み次第何でも出来、何人も彼らを制止することが出来ない。その他この管区の持つさまざまな特質により、その統轄は非常に危険である。それ故、総長は出来る限り、この管区の全体的な統轄を、非常に有徳にして慎重、かつ自分の感情を十分に抑制出来、自分自身の軌道〔多少疑義があるが、*varios*と読んでおく〕を固執することを好まず、あまりに自己を過信しないような人物以外には渡さないよう、努めなければならぬ。

次に私は以下のことを述べる。すなわち、もしもわれらの主がシナの改宗のために、イエズス会に対して恩恵を施し、より一層大なる門戸を開き給うならば、この管区の統轄において別の難儀が加わることであろう。というのは、日本管区長または準管区長パードレは、このマカオのコレジオやシナの各レジデンシアを巡察するため、あの〔マカオ・コレジオの〕統轄や〔シナの〕各レ

ジデンシアから離れることは絶対に出来ないからである。それ故彼はシナに関して、その国民や国民性について、必要な知識を持つことが出来ない。シナとマカオのこれらの地域に相当な時間を費やし、日本の各レジデンシアやこのシナのコレジオや各レジデンシアを巡察することが出来るような巡察師を、総長が当地に持つことが絶対に必要だと思われる。其処から彼は、これらすべての土地に仲間たちを割り当てて送り込まねばならないのだ。丁度総長が恐らく神の特別の光を得て、過去何年間かそれを指図して来た如く。私はこの指図がなければ、この管区は非常に大なる難儀と危険とに見舞われるであろうと思う。

次に、この準管区は莫大な経費を費やし、多数のカーザと養うべき大勢の人員を擁する一方、確実にして安定したレンダもないので、^{スベリオレス・ウニヴェルサル}全体の上長は^{カベダル}この管区が有するその僅かばかりの資産を保持することに、大いに配慮せねばならない。というのは、それを消費してしまつたら、危険に陥ること極めて確実にして明白だと予想出来るからである。私は去る一二月に、この準管区が有するもので、当地シナに駐在するプロクラドールの手で管理されているすべての資産の会計報告^{コンタス}を作成した。

日本の会計報告とこのコレジオとシナの各レジデンシアの会計報告とである——もしもわれらの主がそれ「コレジオ」を救つてくださるのなら——。さらにこのプロクラドル事務所が通常の出費と臨時の出費のために有するもの「もそこに含まれる」。これらの会計報告の中に、すべてが個別に記載されており、それら「会計報告」の写しの一部は私の机の中に、もう一部は私のプロクラドルの手中にある。それにより、これらの各部署が有する資産のすべてを知ることが出来るであろう。それ故私は、この管区の上長スベリオルに対して、この管区の利益と維持のために私が与えた命令に基づいて諸事を運んでもらいたい旨懇願する以外に、何も言うことはない。

このコレジオの基金フンダツサンが確立されるに至るまで、その維持のために毎年給与すべきものを私は命令しておいたし、さらにシナの各レジデンシアについても、その基金が確立し補給が行われるようになるまで、それらに給与すべきものを命令しておいたので、私は上長たちに対して、この命令を遵守せしめるよう依頼する。また、たとこのコレジオやシナの各レジデンシアの基金が確立したとしても、コレジオや前述の各レジデンシアが常に、プロクラドルが管理する自らの資産を持つようにして

もらいたい。というのは、これらの基金フンダツサンは、マラツカまたはインドで徴収せねばならず、通常それは支払い状態が非常に悪いので、もしもこれまで行なわれてきた如くに、前述の資産を持ってそれによつて援助していかないと、多大な不足をきたし、困窮に陥るであろうと思われるからである。

今年日本からナウ船ナオスが到着したら直ちに、シナに一三〇〇—一四〇〇タエルを送ること。すなわち、六〇〇—七〇〇「タエル」を北京のレジデンシアに。それは家屋カザスを買うために借財した負債をこれで返済するためであり、今年彼らがこれで自らを養うためである。またその残余「七〇〇タエル」は各カーザに、すでに決まっている通りに個別の俸禄オルデナトを給与するためである。そして何人かの友がシナの各レジデンシアを援助するために約束したものを、毎年徴収するよう努めること。

また前述の各レジデンシアの統轄のために、其処から私の許に寄せられた要望に基づいて、いくつかの命オルデツシエスと規則レジメントスが作られた。もつとも私は、完璧を期してそれらを作ることが出来るよう、われわれの間で取り決められているように自らシナ国内に入って、前述の各レジデンシアを巡察したいと思つていたので。パード

レ・マテオ・リッチが前述の各レジデンシアの
スベリオル・ウニヴェルサル
全体の上長として駐在してはいるが、彼は北京を離
れることが出来ない。また、あの政庁の信用と名声のた
め、および彼が持つ経験のため、彼がさらに何年間かこ
の監督権を持つことが重要である。それ故私は彼の
外に、別のパードレ〔マヌエル・ディアス〕を他の三軒
のレジデンシア〔南昌・南京・韶州〕の院長にした。一
層容易に、支障なく、それら〔レジデンシア〕を巡察し、
統轄出来るようにするためである。時とともに、そして
経験を重ねることによって別の措置をとらねばならない
ことが判明するまでは、「この統轄体制を」守らねばな
らないと思われる。

コレジオには、上長たち・教師たち、およびそれ〔コ
レジオ〕の職務と聖職に必要なその他の働き手がいるよ
うに、常に配慮せねばならないが、学習を終えて後に
このコレジオで養われている仲間たちは、同コレジオに
損害の及ぶことなしに可能な限り、日本とシナの布教に
励まなくてはならない。それ故、私は次のようにすべき
だと考える。すなわち、今年彼らの学習を終える者た
ちの大多数を日本に派遣して、慣習がどうなのか調べさ
せること。ただし（前述の如く）、コレジオの利益のた

めに必要な者たちは別である。パードレ・ペドロ・マル
ケス⁽¹⁶⁾は、優れた説教の才能を備えていることを示しつつ
あるので、私は彼がこのコレジオに暫らく留まって、こ
の職務を果たすのがよいとの気持ちに傾いている。とい
うのは、そこにおいて彼が、日本においてなし得るのと
同様な成果を生み出すであろうことを、私は期待するか
らである。このコレジオの利益のために必要と判断され
る者たち全員に対し、私は要望する。イエズス会の真の
子らとしてそれに忍従し、自分たちの上長による統轄に
任せるようにと。その上長たちはわれらの主に代わって、
彼らを導かねばならない。

（前述の如く）私はパードレ・ラザロ・カッタネオと
一緒に、シナ国内に入ることに決めていた。彼は私の同
伴者として行く筈であった。そこから戻った後で、パー
ドレ・フランシスコ・ロペスとパードレ・サバティエ
ノ・デ・ウルシス⁽¹⁸⁾をシナ布教に派遣することに決定して
いた。彼らはこの布教のために召し出され、またそこに
おいてわれらの主に対して多大の奉仕をなすことが出来
るだけの、資質を備えているものと私に思われたからで
ある。今は神が私について別の決定を下し給うたように
思われるので、私は〔マカオ・コレジオの〕院長パード

レに對して、容易にそれが出来る時に、これら二人の
パードレをこの「シナ」布教に派遣するよう依頼する。

学問レトラスと徳操に親しみ、われわれヨーロッパ人の仲間と
協調出来るように自らを鍛えることが充分出来る日本人
イルマンイルマン・エストウダンテスの生徒たちが、もつと大勢このコレジオに来て
養育を受けるのは、非常に重要なことだと常々私には思
われた。また神の慈悲によりわれわれは、このわれわれ
の企画がうまく運んでいることを承知している。それ故、
私は準管区長パードレに對し、次のことを依頼する。容
易に出来る限り大勢の日本人イルマンの生徒たちを、こ
のコレジオに送り出す尽力を常にもらいたい。そして
彼らにはここに四、五年の間滞在させて、徳操と学問レトラス
を学ばせる。何人かの仲間のパードレやイルマンがいかに
それに反対をしても、これとは違う別の事をする旨を
了承してはならない。今このコレジオで学習している日
本人イルマンたちについて、彼らを日本に送つてもよい
かどうか、私は院長パードレ(19)と彼が諮問する協議会コンセルタの判
断に委ねる。もつとも私は、準管区長パードレが彼らの
代わりに他の日本人イルマンたちを送つて来るまで、彼
らが当地に留まる方がよいと思う。
イルマン・アンドレ(20)に關しては、彼を慰め満足させる

のに特別の配慮をしてもらいたい。というのは彼は、イ
エズス会への愛により、自分の個人的な利害から学習す
ることには全く無関心であったのだ。日本からナウ船が
渡来したら、島「*São*」とあるが不詳、マカオのことか」
の経費のための残高を、彼とパードレ・マノエル・ガス
パル(21)が知るであろう。今までに島の勘定で行なわれてき
た如く、毎年日本に何がしかの品物を送るよう依頼する。
ルイス・ダ・ラウジヨ「ルイス・デ・アラウジヨのこ
とか」は一四一―一五年来、深い愛と勤勉と忠誠心をもつ
て私に奉仕してきた。それだけでなく、彼は良き資質を
備えていることでもあり、そして彼はイエズス会の
修道士レリジオンになることを希望したので、私は常にわれらの主
に對する奉仕になるよう、彼に恩恵を施し、彼を良く指
導したいと思つた。もしも世俗面で出来る限り充分彼を
援助しないならば「原文は *quando não de ajudado como melhor*
ser pudesse no temporal. 文脈上意味が明確ではないが、一応こ
のように訳しておく」、それ故私は彼に一〇〇タエルを貸
与した。このかねはジョアン・カヤドの会社コンパニヤのナウ船
「ジョアン・カヤドの会社」は不詳でインドに送られた。
別の一〇〇「タエル」は、日本に行つたドン・ディオ
ゴ・デ・ヴァスココンセロスのこの「ナウ船」で「送られた」(22)。

彼は自分について、常に私に次のように思わせる。すなわち、なるほど彼はイエズス会に入つて司祭になることを望めるだけの学問レトラスには不足しているし、歳を取りすぎてゐるが、彼は日本に帰つてそこでイルマンとしてイエズス会に入会を許されることを希望している。それ故私は準管区長パードレに、彼の入会を許してくれるよう依頼する。私はこのメスティン(23)に関しては、「イエズス会入会についての条件を」免除する。それは彼が、イエズス会において非常に良く奉仕するに相違ないと確信するからである。彼が日本に行く際には、私はこのコレジオの院長パードレに、彼をそこに宿泊させて非常に歓待し、万般彼に恩恵を施すよう依頼する。彼の徳操、およびこのところずっと私に対して如何に良く奉仕してくれたかを考慮すれば、このような処遇を受けるに値する人物だからだ。また、われらの主が私を身許にお召しになつても、彼はわが身をイエズス会に委ねるといふことを「院長に」知つてもらいたい。

この他にも、永い間私に対して奉仕をしてきた二人の日本人若者モソスが、今このコレジオにいる。私は彼らの奉仕に対して代償を支払つたが、院長パードレおよび「プロクラドール」パードレ・マヌエル・ガスパルに対して、

ナウ船が日本に向け渡航する時まで彼らを二人とも、このコレジオに置いてくれるよう依頼する。彼らはかのルイス・ダ・ラウジヨと一緒に、そこ「日本」に行くパードレたちの庇護の下に、そのナウ船に乗船することになつてゐる。彼らに対して行なつた奉仕を知るルイス・ダ・ラウジヨは、パードレ・マヌエル・ガスパルとともに、彼らがこのコレジオに滞在する間、何の不足もないよう配慮するであろう。パードレ・マヌエル・ガスパルは、彼らに対して何がしかの貸与をすることも出来る。彼らが行く時に、それを元に利得を得て役立てるためである。ルイス・ダ・ラウジヨは私に代わつて、準管区長パードレおよびイルマン・パイヴァ(24)に彼らを紹介し、彼らに恩恵を施すよう要請するであろう。

私は非常に疲れたので、そして今はこの覚書を作成すればもう充分だと私には思われるので、私はわれらの主に対し、イエズス会の真の父として、私のいとも親愛なるこの管区のパードレとイルマンたちを慰め、常に彼らを主の聖なる恩寵の内に包んで下さるよう懇願する。

私の机の中には、多くの文書がある。その中には、総長やその他の人々に書き送つた書翰の写しもあれば、シナのレジデンシアのため、このコレジオのため、さらに

は日本のプロクラドル職のため、カーザ・レジデンシアのために作られた命令〔の写し〕もある。今の私には、これらの文書を見直して選り分けることは出来ない。それ故私は院長パードレとパードレ・マノエル・ガスパルに対し、前述の文書のすべてを読み、シナのレジデンシアに関するものは別にして、このコレジオの中に保存するよう、またこのコレジオとプロクラドル職に関するものについても、同じようにするよう依頼する。しかしそれらの〔文書の〕内の或るものは、訂正してあったり、下書きの状態であつてあまり綺麗ではないので、シナの統轄に関するもろもろの事柄については、パードレ・マノエル・ディアスが当地に⁽²⁵⁾来た後に作られた、最近の文書のみを保管すべきことを言明する。

シナ・当コレジオ、およびプロクラドル職に関するこれらの文書や規則のすべては、このプロクラドル事務所の中、およびコレジオの規則の中に、一冊の本^{リヴロ}にしておくのが良いであろう。というのは、シナのレジデンシアのために作られたこの新しい規則の中でも、多くの事柄が改められ、この規則によつて改められた事柄のすべてが、〔コレジオの規則から〕削除されたからである。日本に関するその他の文書

は、封をして準管区長パードレの許に送ること。同時に、進物用として現在私の書斎机の中にあるもろもろの品物をすべて、彼の許に送ること。ただし同パードレたち、および私の顧問のその他のパードレたちが、保管しておかねばならないとか、シナに送らねばならないと考える何らかの品物は別である。私が準管区長パードレやパードレ・ジョアン・ロドリゲスに対して、このドン・ディオゴ〔・デ・ヴァスコンセロス〕のナウ船で私の許に送るように書き送ったその他すべての品物は、その〔シナ〕布教のために保管しておくこと。苦痛と疲労に襲われている私に、そして皆に、われらの主がその慈悲により、神の恩寵と忍耐と強靱さとお与え下さることを。この覚書の写しを船便により、総長猊下と準管区長パードレとに送付すること。本日、〔一〕六〇六年一月一七日。

アレックスサンドレ・ヴァリニャーノ。

ジェネウラ・ロドリゲスは常にこのコレジオの母であつたから、そして彼女の徳操と功德とにより、彼女は常にイエズス会を頼りにするに値するので——彼女はこれまで永年の間、この管区のすべてのカーザに対する服

従と奉仕とに身を捧げてきたのだ——私は「プロクラ
ドール」パードレ・マヌエル・ガスパルおよびその他何
人であれ彼の跡を継承する者に対して、彼女の扶養およ
びその住まいについて、不足をきたすことのないよう、
特別の配慮をするよう依頼する。また常に彼女の世話を
して、これまで私の命令によって彼女に与えられてきた
のと同じ援助を、彼女に与えるよう依頼する。

つまり彼女のかねで購入した生糸一ピコを、彼女の勘
定で日本「航海」のナウ船で送り、その儲けを彼女のた
めに保管すること。私はさらにその他に、一〇〇タエル
を彼女に貸与してドン・パウロの会社コンパニのナウ船ナオスで送つ
た。これまでのところ、このかねの内二〇タエルしか戻
らなかつた。しかしこれ以上の収益が上ったら、それは
前述のジェネウラ・ロドリゲスの勘定に入れること。し
かしこの資産カピタルは僅かで、しかも引き続き危険を冒して送
られるので「海損の危険を冒して貿易に投資される、と
の意味」、私は全般的に前述のプロクラドールに対して、
たとい失われても、必要なだけすべてを
プロクラドール事務所リアの勘定で彼女に必ず与えるよう依
頼する。そして私の死によって彼女が襲われるに相違な
い深い心痛から、すべてにわたって彼女を慰める努力を

してもらいたい。

アレックスサンドレ・ヴァリニャーノ⁽²⁶⁾

右に紹介したヴァリニャーノの覚書（遺言状と称して
よい）は一六〇六年一月一七日付けであるが、その翌日
一月一八日付けのヴァリニャーノの第二の覚書がある。
死の二日前に書いたものである。先の（第一の）覚書で
書き残した事柄を、認めたものであろう。関連するので、
こちらにも全文を訳出しておく。

「巡察師パードレの第二の覚書」^{レンブランサ}

私は日本の準管区長パードレとその他の上長たちに対
し、日本の司教が不信を抱くような機会を与えることな
く、彼「司教」との間が強い絆と和で結ばれるように、
あらゆる努力と配慮を傾注することを、しばしば依頼し
てきた。日本の統轄が良く行なわれるかどうかは大部分
この点にかかっているのであるから、私はこの覚書の中
で改めてこのことを彼らに依頼する。

このほかに、同司教と準管区長パードレの見解によつ
て私は、^{プロフェツト}盛式四誓願司祭デ・クワトロ・ヴェオスでない者が日本の準管区長
を継承することになったら、彼に^{プロフイサン}盛式誓願を立てさせる

ように命じた。もちろんその者に、これを命じることが出来るだけの資格ありとわれわれ全員が判断したならばの話である。しかしながら、われわれが日本からこのことを総長殿下に書き送ったところ、彼はこれに許可を与えることを拒否し、それを許すのは良いとは思えないし、総長が位階エスタドを変える権能を与えるのは慣例にない。未だその途中にあつて盛式四誓願司祭でない者をそれにすることは、決して望まない、と言つて来た。

したがつて、われわれはこの権能を持たないので、盛式誓願司祭プロフェツでない者に盛式誓願司祭の代りを務めさせるなどということ語る理由がない。それ故、将来その道が開けた時には、むしろこの件をこのコレジオの院長パードレおよびパードレ・マヌエル・ガスパルに依頼する。彼らには別の覚書の中で文書類を託し、総長のこの書簡も入念に探して、それらを司教と準管区長パードレとに送付するよう指示した。与えられたこの命令を彼ら〔日本司教と準管区長〕が知るためである。

また私は、盛式四誓願司祭の位階への昇進に関して、兩名ともにこのコレジオの神学レイトレスの講師であるパードレ・フランシスコ・ロペス(27)とパードレ・ザツカリアス・カンピオニ(28)、およびパードレ・アツフォンソ・ヴァ

ニヨール(29)についての情報を得るよう命じた。私は彼らについて完全に満足することが出来たので、三人とも出来るだけ速やかに、二人〔ロペスとカンピオニ〕は当地で、三人目〔ヴァニヨール〕は今いる南京でこの位階に昇進させるよう命じる。

また私は司教の依頼により、パードレ・ベルトラメウ・ゴメス(30)を、このコレジオの院長にするために呼び寄せた。司教やパードレ・ヴァレンティン・カルヴァーリヨ〔先に記した通りこの時のマカオ・コレジオ院長〕が私に強く要望した如く、彼〔カルヴァーリヨ〕が日本に行くことが出来るようになるためであった。しかし、私が生存していて当地にいる間ならこれを行なうのは容易であつたが、今もしもこの更迭が行なわれると、この管区にとつて著しく難儀と不都合を増大させるかも知れないので、私は院長パードレ〔カルヴァーリヨ〕に対して、諦めてもうしばらくこの職務を勤めるのをよしとするよう、そして今はこの更迭が出来ない理由を司教に書き送るよう、要請する。私は院長パードレに対して、深い愛と信頼をもつてパードレ・ベルトラメウ・ゴメスを遇するよう依頼する。というのは、司教と準管区長パードレとが彼に対して、このコレジオの院長として赴

任することになる旨言明したかも知れないからだ。それ故、もしもわれらの主がパードレ・ヴァレンティン・カルヴァーリオの身に何らかのことを為し給う時は、彼こそが第一にこれに替わるべき立場にあるものとし、第二番目は、パードレ・フランシスコ・ロペスとすること。私はこのコレジオの院長の後任人事を、新たにこのように決めることにする。

シナ国内においては、今はその他の更迭を行なう必要はないと思われる。というのは、^{スベリオル・ウニヴェルサル}全体の上長〔マテオ・リッチ⁽³¹⁾〕、二つのレジデンシア〔南昌・南京・韶州、前出^{レイトル・バルテイクラス}〕の特別の院長〔マヌエル・ディアス、前出〕がいるからである。もしもパードレ・マテオ・リッチが死亡したら、準管区長パードレが最も適切だと考える命令を与えるまでは、彼の跡を全面的に継承する別の上長を配するのを、神がご望みにならないように。またもしもパードレ・マヌエル・ディアスが死亡したら、パードレ・マテオ・リッチが別の院長^{レイトル}を任命してもよいものとする。

^{ソトミニストロ}副厨房長イルマンは、このコレジオに二年以上はいないという約束で、私が日本から呼んで来たのだ。彼は二年の上さらに五年もそこにおり、齒を食いしばってそれ

に忍従している。それ故、とにかく私は院長パードレ〔カルヴァーリオ〕に対して、この最初の航海で彼を日本に送るよう依頼する。この〔第二の〕覚書と私自身が署名したもう一通の覚書〔前出〕とにより、私はこの^{プロヴィンシア}管区^{レイトル}の諸事に適切に措置を講じたように思う。私がこの〔第二の覚書〕に署名することが出来るかどうか分からないので、〔院長〕パードレ・ヴァレンティン・カルヴァーリオと〔プロクラドル〕パードレ・マヌエル・ガスパルが署名するものとする。本日一六〇六年一月一八日。

私はインド管区長に対し、パードレ・アルベルトと一緒に^{レイトル}本国から来た^{ピントル}絵師のイルマンを、愛徳をもってわれわれの許に派遣してもらいたい旨要望した。パネ^{パイン}画と祭壇^タ背後の飾壁^{ポス}を作るためである。これをわれわれの友たちが、彼らの好みに合わせ、彼らの出費でこの教会のために作ることを望んでいるのだ。⁽³²⁾管区長パードレが彼を派遣しない時は、シナ国内にジャコベがいる。彼については、パードレ・マテオ・リッチとその他のパードレたちが私に対して、イエズス会入会を許してもらいたいと強く要望している。この望みを遂げるには、彼を当地

に来させてこれらのパネル画パネルスを作らせるより以上に良い、そして好都合な道はない。したがって私に代って、このことをパードレ・マテオ・リッチに書き送ること。彼が当地に来ることが全く出来ない時は、日本準管区長パードレに交渉して、たといパードレ・ジョヴァンニ・ニコラオ(33)自身が来ようと、別に誰か優れた絵師ピントルの同宿ドジックを何カ月間か彼らの許に派遣してもらうこと。それはわれらの主に対する、非常に大なる奉仕となるであろう。というのは、当地で非常に美しく、そして驚異的な工事が進行中だからである。神の加護を得て、一年ですべてを終えることが出来よう。

巡察師パードレの要請により、彼に代って、ここに署名する。

ヴァレンティン・カルヴァーリヨ。

巡察師パードレの要請により、署名する。

マノエル・ガスパル。(34)

右の覚書（遺言状と見做してよい）の趣旨を次に整理する。

（一月一七日付け）

一、異教の地である、この日本・シナ準管区を統轄する

準管区長の人選を誤らないように総長に要望した。

二、シナ布教の門戸がさらに大きく開かれると、日本準管区長はシナ・マカオの教会に釘づけにならざるをえないから、日本・シナ・マカオを巡察する巡察師を当地に置くことが必要である。

三、日本準管区長は、準管区の僅かな資産の保持に務めねばならない。一六〇五年一月二日ヴァリニャーノは、マカオ駐在プロクラドールに命じて日本教会・シナの各レジデンシア・マカオのコレジオについての——つまり日本準管区全体の——会計報告を作成させた。これにより、各部署の資産を知ることが出来る。

四、マカオ・コレジオ、シナ各レジデンシアともに、その基金が確立されるまでは毎年給与すべきものを指示してあるので、これを遵守すること。また基金が確立されたとしても、それがインドや馬拉ッカで徴収されるものだと、支払い状態が悪いので、プロクラドールが管理する自らの資産を持つよう努力すること。

五、今年日本からナウ船が戻ったら直ちに、シナに一三〇〇一四〇〇タエルを送ること。北京レジデンシアに六〇〇一七〇〇タエル、その他のカーザ・レジデンシアにはその残余を配分すること。

六、シナの各レジデンシアのための規則を作成した。

七、マテオ・リッチはシナの全体の上長であるが、北京を離れることが出来ないのも、他の三レジデンシア（南昌・南京・韶州）を統轄する院長を別に配置し、統轄体制を整えた。

八、コレジオで学習を終えた者たちは、原則として日本またはシナ布教に携わらねばならない。今年学習を終える者の大多数は、日本に送ること。しかし能力を備え、コレジオのために必要な者は、ここに留めおいて職務につかせること。

九、フランシスコ・ロペスとサバティノー・デ・ウルシスの二人を、それが可能な時が来たらシナ布教に派遣するよう、院長に依頼する。（なお二人の略歴を註記したが、そこから明らかなように、ロペスは結局シナに赴くことはなく、ウルシスのみ、ヴァリニャーノがこの覚書を記述した直後にシナに派遣された）。

一〇、日本人イルマンがこのコレジオで養育を受けるのは、学問と徳操の修得のみならず、ヨーロッパ人と交わることに意義がある。可能な限り大勢の日本人イルマンをコレジオに派遣して、四〜五年滞在して学習させるよう、日本準管区長に依頼する。在日イエズス

会士の中にはそれに反対する者もいるが、同調してはならない。

一一、現在コレジオにいる日本人イルマンを日本に帰らせる時期は、院長とその顧問たちの判断に委せるが、他の日本人たちが来るまでは、当地に留めるのがよいと思う。

一二、イルマン・アンドレ（マカオ駐在プロクラドールの補佐）に対する配慮を要望。

一三、ヴァリニャーノのために奉仕をしてきたルイス・ダ・ラウジヨ（デ・アラウジヨか）について、学識と年齢の点、およびメステイソであることが障害になるが、特別にその希望通りイエズス会入会を許すよう、日本準管区長に依頼する。

（ルイス・ダ・ラウジヨについては、不詳である。問題のメステイソという点であるが、文字通りインド原住民とポルトガル人との混血なのか、それとも、本文中に「彼は日本に帰ってそこでイルマンとしてイエズス会に入会を許されることを希望している。」と見え、或いは日本人とポルトガル人との混血という可能性もある）。

一四、同じくヴァリニャーノに対して奉仕をしてきた日

本人の若者二人が日本に帰国するが、彼らについて配慮してやってもらいたい。日本に帰る時に商業で利益を上げることが出来るよう、彼らにかねを貸与してやるのもよい。

一五、ヴァリニャーノの手許の各種文書類は、日本に関するもの、シナ・レジデンシアに関するもの、およびマカオ・コレジオとプロクラドル事務所に関するものからなる。院長とプロクラドル・マヌエル・ガスパルとがこれらの書類を分類し、シナ・レジデンシアに関するもの、およびコレジオとプロクラドル事務所に関するものは、コレジオに保管するよう依頼する。この内シナに関するものは、マヌエル・ディアスがマカオに来た一五九七年以降のもののみを保管すること。日本に関する文書は、密封して日本準管区長の許に送ること。

一六、進物用の品は、よく考慮してシナと日本それぞれの用にすること。しかしヴァリニャーノが特にシナ向けに日本から取り寄せた品は、シナのために保管すること。

一七、この覚書の写しを、総長と日本準管区長とに送ること。

一八、プロクラドルは将来にわたって、永年イエズス会に奉仕をしてきたジエネウラ・ロドリゲスを扶養すること。彼女がこれまで通り、貿易で利益を上げることが出来るよう配慮すること。

(一月一八日付け)

一九、日本教会の良き統轄のためには、日本司教と日本準管区長との間の和が大切であることを強調。

二〇、同司教と準管区長の見解に従ってヴァリニャーノは、盛式四誓願司祭でない者が準管区長になったら、彼を同時に盛式四誓願司祭に昇進させるよう命じた。しかし総長はそれを許可するのを拒否した。当面はこの件は不可であるが、将来に向けて院長とプロクラドルに依頼しておく。日本司教と準管区長には、他の文書類と一緒にこの件の総長の書簡を送付するよう、院長とプロクラドルに指示した。

二一、フランシスコ・ロペス (コレジオの神学講師)、ザッカリアス・カンピオニ (コレジオの神学講師)、アッフォンソ・ヴァニョーニの盛式四誓願司祭昇進を命じる。

二二、司教の依頼により、カルヴァーリヨに替ってコレジオ院長に就任するために、日本からベルトラメウ・

ゴメスを呼び寄せた。しかしヴァリニャーノが死亡する事態になれば、院長の更迭は無理である。従って、その旨司教に書き送ること、将来院長更迭の場合は、第一の後任候補は彼ゴメスを、第二はフランシスコ・ロペスと定める。

二三、シナ教会については、全体の上長マテオ・リッチ、三レジデンシアの特別の院長マヌエル・ディアスという体制を変える必要はない。リッチが死亡したら、日本準管区長が命じるまでは、彼の跡を全面的に継承する後任を決めてはいけない。ディアスが死亡したら、リッチが後任の院長を決めてもよい。

二四、日本から呼び寄せた副厨房長イルマンは、すでに約束の年限が大幅に過ぎている。最初の航海で日本に帰すよう、院長に依頼する。

二五、インド管区長に対し、ポルトガルから来た絵師イルマンを当地に派遣してもらいたいと要望した。マカオ住民が出資して、再建なった教会にパネル画と飾壁を作ることを希望しているからだ。インド管区長が拒否した場合は、シナにいるジャコベを送ってよこすよう、リッチに書き送ること。これも不可能なら、日本準管区長に交渉して、優れた絵師の同宿を送ってもら

うこと。

以上の通り整理出来るヴァリニャーノの覚書（遺言状）の各項を見る限り、マカオ・コレジオに直接関係するのは、四・八・一〇・一一・一二であるが、間接的にそれに関わる事項は他にもかなりある。とくに右の四・一〇はコレジオの運営と目的に関わる重要な事柄であり、死に瀕したヴァリニャーノがその存続と発展、同コレジオにおける日本人の教育の進捗について如何に案じていたかがよく分かる。

註

- (1) 拙稿「マカオ・コレジオの創設について——巡察師ヴァリニャーノの見解を中心に——」（『キリスト教史学』五〇）一七—二七頁。
- (2) Archivum Romanum Societatis Jesu, Jap. Sin. 12-II, ff. 232-234.
- (3) マカオ・コレジオ院長の規則は拙稿「マカオのコレジオ」一一（『史学』六六ノ二）一四—二三頁に紹介。
- (4) Sancti Ignatii de Loyola, Constitutiones Societatis Jesu, II, Roma, 1936, p.400. Saint Ignatius of Loyola, The Constitutions of the Society of Jesus, Translated with an Introduction and a Commentary by George E. Ganss, St. Louis, 1970, p.180. 中井允訳『聖イグナチオ・ロヨラ

イエズス会憲』イエズス会日本管区、一九九三年、一一・一二頁。拙著『キリシタン時代対外関係の研究』吉川弘文館、平成六年、三三三頁。

(5) 拙著、同右、第八章。

(6) ここに見える書札とは、一五七三年イエズス会が定めた書札札 formula scribendi のことである。I. Wicki, Documenta Indica, IX, Romae, 1966, pp. 717-722. に収載。同書札成立の経緯については、柳田利夫「イエズス会士の「職務上の個別書簡」における“soi”（親展）について——ポルトガル管区とインド管区、そして日本——」(『キリシタン研究』二六)二〇三—二〇六頁。総長を中心としたイエズス会内の通信体系を定めたものである。いまここで関わりがあると思われる、コレジオ院長やカーザ院長と彼らが属する管区長との間の通信については、次のように規定されている。

「2、カーザの上長と院長は、ヨーロッパにおいては週に一度自分の管区長に書き送ること。しかしインドにおいては、適宜・適切に自分の管区長が読むことが出来るように「書き送ること」。

3、彼ら「上長・院長」は自分の管区長には、単にわれわれ仲間の間のみでなく、彼らのカーザまたはコレジオにおいて、外部の人々に対してイエズス会の聖務のために為される事柄と人のすべての実情について、単に平常であることのみならず、そうでないことについても、可能な限り詳しく留意して書き送ること。管区長がすべ

てをありありと認識出来るためである。

4、カーザの上長と院長は、自分たちの所で死亡した者について、自分たちの管区長に真先に書き送ること。また管区長は、出来るだけ速やかに常の代禱と祈りによつて彼らの靈魂が助けを得るように、彼の管区の残りの会員たちに指示すること。彼は直ちに、総長と近くの管区長たちに確実に報告すること。彼らが、同様な聖務を果たすことが出来るためである。

〔中略〕

8、インドの管区長たちは、船便あり次第総長に書き送ること。しかし院長とカーザの上長は、その機会あり次第、インドからは年に一度、ブラジルと新スペインからは二度「書き送ること」。

〔中略〕

10、カーザやコレジオの上長、および修練士たちの教師は、たとい管区長によつて承認されていても、何か重要な事柄が生じたら総長に書き送ること。しかし彼らは、特に以下のことを書くべきである。すなわち、管区長が忠告を受けながら処置せず、あるいは処置し得ず、あるいは管区長が彼らと相談した後にも彼らと意見を異にするようなことである。けれども彼らはその時、管区長が何と答えたか、彼らは管区長と如何なる理由で意見を異にしたかを付言すべきである。だが彼らは、当面はすべてにおいて管区長に従うべきである。

11、管区長たちは、総長に報告を書く時、彼らのカーザやコレジオ、および管区全体の状況を説明すべきであ

る。またカーザやコレジオの上長たちが何か充分に事情を述べていないことを察知した場合には、それを補い、かつ全体的に書くべきである。それは総長がすべての事柄、人と管区の現状のすべてにわたって、可能な限りありありと知るためである。

〔中略〕

26、管区長たちは、すべての現地のの上長たち、管区の院長たち、および布教地にいる「会員の」人々すべての書簡を基に、自分の目を通したものに除去または加筆して、毎年一月に自ら署名した総長宛ての年報を作成すること。』(Wicki, Documenta Indica, IX, pp.718-721. 書札(ラテン語)の邦訳に当り、坂口昂吉氏から教示を受けた旨銘記しておく)。

書札札からここで関係がある条項を抽出すると、以上の通りである。その規則内容を纏めると、次の通りである。

- 1、インドにおいては、カーザ・コレジオの院長は、ヨーロッパにおける如くにその頻度を定めることはせず、適宜自分の管区長に、会員や諸々の事柄について書き送ること。
- 2、カーザ・コレジオの院長は、単に会員仲間のことだけでなく、外部の人々に対して為される聖務に関する事柄と人について、正邪いずれであれ、出来るだけ詳しく管区長に書き送ること。
- 3、カーザ・コレジオの院長は、配下の会員に死者が出

マカオのコレジオ(三)

たら直ちに管区長に報らせること。報らせを受けた管区長は、死者のための祈りについて管区の会員たちに指示し、総長と近くの管区長たちにも報告すること。

4、インドからは、管区長は船便あり次第、カーザ・コレジオの院長は年に一度、総長に書き送ること。

5、カーザ・コレジオの院長は何か重要な事柄が生じたら、たとい管区長の承認を受けていても、総長に書き送ること。とくに、管区長に忠告しても彼が何ら措置を講じない場合や、管区長と話し合っても合意が得られない事柄については、理由を付して報告すること。しかし当面は、管区長に従うこと。

6、管区長は総長に対して、カーザ・コレジオ、および管区全体の状況を説明すべきである。とくにカーザ・コレジオの院長が総長に実状を充分に伝えていないと察知した場合は、それを補うこと。

7、管区長は、管区内の院長・上長・会員等の書簡を基に、毎年一月に総長宛て年報を作成すること。

一二に纏めたことは、マカオのコレジオとカーザの両院長は、右の如き書札札の定めに従って日本準管区長に通信文を送るよう、指示したものである。

(7) この史料が記された一五九四年一月当時、マカオには第二代府内司教(すなわち日本司教)のペドロ・マルティネスがいた。彼は一五九三年八月にインドからマカオに到着し、一五九六年七月マカオを發つて日本に向い、一五九六年八月二三日または一四日から一五九七年三月

三九 (三九)

- まで日本に滞在した(J. F. Schütte, *Introdução ad Historiam Societatis Jesu in Japonia 1549-1650*, Romae, 1968, p. 959. J. F. Schütte, *Monumenta Historica Japoniae I*, Romae, 1975, p. 1230.)。第三代府内司教セルケイラは一六一四年二月一六日長崎で死亡したが、その後司教総代理(ほぼ司教と同じ権限をもって司教区を統轄した)に就任したイエズス会日本管区長カルヴァーリヨは、長崎教会分裂の当事者であるが、幕府禁教令の発布により日本を追放され、一六一四年一月一八日マカオに到着した(Schütte, *Monumenta*, p. 1149.)。その後日本司教が日本に駐錫することはなく、マカオにいたことが多かったが、さりとてマカオに常駐したわけでもなかった(フーベルト・チースリク「キリシタン時代における司教問題」『キリシタン研究』九、四三二―四三六頁。拙著『キリシタン時代対外関係の研究』五一〇頁)。一四は、マカオ滞在中の日本司教に対して、両院長が如何に対応すべきかを指示したものである。
- (8) Jap. Sin. 14-II, ff. 219-221.
- (9) A. L. Farinha, *A Expansão da Fé no Oriente*, II, Lisboa, 1943, pp. 76, 77. S. Gonçalves, *Primeira Parte da História dos Religiosos da Companhia de Jesus*, II, Coimbra, 1960, p. 213.
- (10) 拙訳『イエズス会と日本』一、岩波書店、一九九三年、二二六頁。
- (11) Jap. Sin. 14-I, f. 182bv. 拙訳『イエズス会と日本』一、三三三頁。
- (12) Jap. Sin. 14-II, f. 333v. 拙訳『イエズス会と日本』一、一九九三年、一〇頁。
- (13) Jap. Sin. 17, f. 56v. 拙訳『イエズス会と日本』一、四六〇・四六一頁。
- (14) Jap. Sin. 34, ff. 160-162. 拙訳『イエズス会と日本』一、五六七―五七七頁。
- (15) Schütte, *Introdução*, p. 1027.
- (16) ポルトガル人イエズス会士。一五九二―九三年イエズス会入会し、エヴォラで教養科目(すなわち哲学)を聴講した。一六〇〇年インドに渡来し、一六〇〇―一六〇三年同地でラテン語を教えた。一六〇三年マカオに来て神学を学び、説教者としての務めを果たした。一六〇三年一〇月現在司祭に叙階されていた。一六〇九年日本に渡来したが、一六一四年一月マカオに追放された。その後マカオの他カンボジア・コチンシナ・東京・海南で布教をした後、フィリピン経由で一六四三年六月二二日日本に渡来したが、直ぐに捕えられ、拷問を受けて棄教した。一六五七年六月二二日日本で死亡した(Schütte, *Monumenta*, pp. 453, 1228.)。
- (17) ポルトガル人イエズス会士。一五八九年イエズス会入会、一五九二年インドに渡来、ゴアで教養科目と神学を学んだ。一六〇一年一〇月から一六〇四年夏までマカオ・コレジオで教養科目を教えた。一六〇六年五月一日盛式四誓願司祭に昇進、同じくマカオ・コレジオで神学と良心問題を教えた。一六〇八年のマカオ・コレジオのカタログには、神学の教師として彼の名が見える

(Schütte, Monumenta, pp. 511, 1218)。

- (18) イタリア人イエズス会士。一五九八年一月一日イエズス会入会、一六〇二年インドに渡来、一六〇三年マカオに来て、三年間そこに滞在した。一六〇六年から一六一七年までシナ、それも主として北京にいた。一六一七年に追放され、五ヵ月広東におり、一六一八年一月一日マカオに帰った。一六二〇年四月二〇日その地で死亡した(Schütte, Monumenta, p. 1316. P. M. D'Elia, Fonti Ricciane, II, Roma, 1949, pp. 387, 388; III, 1949, pp. 126, 127)。

- (19) 本文書作成時のマカオ・コレジオ院長は、ヴァレンティン・カルヴァーリヨである(Schütte, Monumenta, p. 1149)。

- (20) 後出マカオ駐在日本イエズス会のプロクラドール・マノエル・ガスパルを補佐した日本人イルマン(拙著『キリシタン時代対外関係の研究』三三八頁)。

- (21) 一六〇二年七月日本に来たが、一六〇三年一月ヴァリニャーノと一緒に日本を発つて、同年二月マカオに戻り、直ちにマカオ駐在日本イエズス会のプロクラドールに就任し、それを五年間務めた。つまりヴァリニャーノが本文書を記述した当時、ガスパルはその職にあったわけである(拙著、同右、三八六頁)。

- (22) ボクサー氏によると、ドン・ディオゴ・デ・ヴァスコンセロスがカピタン・モールとして日本に渡来したのは一六〇六年夏である(C. R. Boxer, The Great Ship from Amacon, Lisboa, 1959, p. 70)。同氏によると、その前

マカオのコレジオ (三)

- 年の一六〇五年夏に渡来したのはヌノ・ダ・コスタ(またはアントニオ・ダ・コスタ)であるが、彼は自分の航海をしたわけではなく、ドン・ディオゴ・デ・ヴァスコンセロスの代わりにカピタン・モールとして日本に渡来したのだという(Ibid. p. 69)。ヴァリニャーノが一六〇六年一月一七日付けでマカオにおいて記述した本文書の中で、「日本に行ったドン・ディオゴ・デ・ヴァスコンセロスがこの「ナウ船」と見えるので、一六〇五年夏に日本に渡来したナウ船のことを指しているのかも知れない。(23) これは、ルイス・ダ・ラウジヨの学力が不足し、しかも高齢だということ以外に、彼がメステイソであったことも、その免除の対象であったと考えるべきであろう。ヴァリニャーノは一五八〇年八月に記述した『インドのスマリオ』の中で、インドに居住する人々を次のように分類した。

- インド生まれの者
- 1、原住民
 - 2、メステイソ(ポルトガル人と原住民との混血)
 - 3、カステイソ(ポルトガル人とメステイソとの混血)
 - 4、両親ともポルトガル人である者
- ポルトガル生まれの者

ヴァリニャーノは、1はイエズス会入会は一切不可、

四一 (四一)

2・3 共入会は極力抑えねばならない。とくに2について、それを強調する。つまり原住民の血が濃いほど不可とする(I. Wicki, *Documenta Indica*, XIII, Romae, 1975, pp. 259, 260. 拙著『キリシタンの世紀』岩波書店、一九九三年、四七・四八頁)。

このような人種観を表明していたヴァリニャーノであるから、ここでメステイソであるこのルイス・ダ・ラウジョなる者の入会を許可するよう、日本準管区長に要望するについては、この人種面での障害を除く措置をとる必要があったと考えるべきであろう。

(24) イルマン・ガスパル・デ・パイヴァのことであろう。一五八五年頃イエズス会に入会、一五九〇年七月日本に渡来、巡察師および準管区長の秘書を務めた。一六一四年一月マカオに追放され、その後一六二九年一月三十一日に死亡するまでマカオ・コレジオに居住した(Schütte, *Monumenta*, p. 1265)。

(25) 一六〇四年一月二五日に作成されたマカオ・コレジオのバードレ・イルマンのカタログによると、マヌエル・ディアスはこの当時南昌・南京・韶州の各レジデンシアの上長であった。また彼がマカオに来たのは一五九七年で、一五九七年八月から一六〇一年三月まで、および一六一一年一月から一六一五年四月末または五月初まで、二度にわたってマカオ・コレジオ院長を務めた(Schütte, *Monumenta*, pp. 490, 1165. Manuel Teixeira, *Macau e a sua Diocese*, III, Macau, 1956-1961, p. 173. D'Elia, *Fonti Ricciane*, III, pp. 127, 128)。

(26) *Jap. Sin.* 14-II, ff. 229-230.

(27) ポルトガル人イエズス会士。一五八九年一月イエズス会入会、一五九二年インドに渡来、ゴアで教養科目(すなわち哲学)と神学を学び、一六〇一年一〇月から一六〇四年夏までマカオで教養科目を教えた。一六〇六年五月一日日盛式四誓願司祭になった。マカオで神学と良心問題とを教授した(Schütte, *Monumenta*, p. 1218. J. Dehergne, *Retraire des Jesuites de Chine de 1552 a 1800*, Roma-Paris, 1973, p. 155)。

(28) イタリア人イエズス会士。一五九〇年一〇月四日イエズス会入会、一六〇二年インドに渡来、一六〇三年一〇月のシナ・日本準管区のカタログには、マカオ・コレジオ居住者に、神学の補助教師として彼の名が見える。一六〇四年一月二五日作成マカオ・コレジオのバードレ・イルマンのカタログには、彼について、哲学と神学の学習を終え現在神学課程在学者たちを統轄する、と見える。一六〇六年八月一日日本に渡来したが、その一七日後に急死した(Schütte, *Monumenta*, pp. 452, 485, 492, 1145)。

(29) イタリア人イエズス会士。一五六八年または一五六九年の一月に生まれ、一五八四年一〇月二四日イエズス会入会、一五九七年以前に司祭叙品、一六〇四年七月マカオに渡来、一六〇五年二月末か三月初に南京に行き、一六〇六年八月一三―一四日に盛式誓願をたて、一六〇九年に南京上長になったが、一六一七年四月三〇日沈淮 Chen K'io (*Fonti Ricciane*, III, p. 252) の迫害により広東に

追放され、一六一八年同地着、つづいてマカオに移った。一六一八年六月作成のマカオ・コレジオ居住イエズス会パードレ・イルマンのカタログに、彼の名が見える。その後シナ各地で活動し、一六四〇年四月九または一九日死亡した(Dehergne, Répertoire des Jesuites de Chine de 1552 a 1800, p. 278. Schütte, Monumenta, p. 781. D'Elia, Fonti Ricciane, III, pp. 285, 286. L. C. Goodrich, Dictionary of Ming Biography 1368-1644, II, New York-London, 1976, pp. 1332-1334.)。

(30) ポルトガル人イエズス会士。一五八三年イエズス会入会、一五八六年インドに渡来し、ゴアで哲学の課程を終え、神学を一年、ついで一五九三または九四年からはマカオで四年間神学の学習を続け、それを終えた。一六〇〇年八月一三日日本に渡来、一六〇三年一〇月現在のシナ・日本準管区のカタログによると、彼はこの時には盛式四誓願司祭に昇進していた。一六〇五年九月一日には未だ日本にいたが、その後マカオに戻り、一六〇六年八月一四日其処で死亡した(Schütte, Monumenta, pp. 361, 444, 1183.)。

(31) Teixeira, Macau e a sua Diocese, III, p. 173.

(32) 一六〇一年、火災のためマカオ・コレジオの四分の三が焼け、隣接した付属のマードレ・デ・デウス教会(別名サン・パウロ教会)は、壁が残るのみとなった。マカオ住民の寄付により、院長カルヴァーリョは教会を再建し、コレジオを修復することが出来た。教会の再建は一六〇三年に終り (Macau e a sua Diocese, XII, p. 168) には一六

〇二年とある)、その年の降誕祭から教会としての活動を再開した。ヴァリニャーノがこの覚書の中で絵師の派遣を求めたのは、この教会再建工事の一環としてそれに絵画や飾壁を取り付けるためである(Teixeira, Macau e a sua Diocese, III, p. 178; XII, p. 168. 拙稿「マカオのセミナリオ」『史学』六四ノ一、一・二頁)。

(33) イタリア人イエズス会士、絵師。一五八〇年イエズス会に入会し、一五八一年インドに渡来、一五八三年七月二五日に日本に来た。直ちに下や五畿内で絵師として活躍したが、一五八七年七月迫害のため下に戻った。一五九一年から良心問題を一年間学んだ。一五九三年から八良尾・有家のセミナリオにおいて、ついで志岐・長崎・有馬で画学舎を開き、指導した。一六〇三年六月八日コアシトル、イトカ、ノルマド単式終生誓願司祭になった。一六一四年一月マカオに追放され、一六二六年三月一六日同地で死亡した(Schütte, Monumenta, pp. 443, 583, 598, 661, 673, 857, 957, 1254.)。

(34) Jap. Sin. 14-II, f. 231, 231v.

この小論を作成するに当りご教示に与った坂口昂吉氏に、篤くお礼申し上げます。